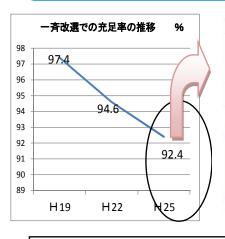
川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会報告書について(概要)

100

平成25年度一斉改選後の欠員数の推移



 平成25年12月

 定員
 1,598

 現員
 1,478

 欠員
 122

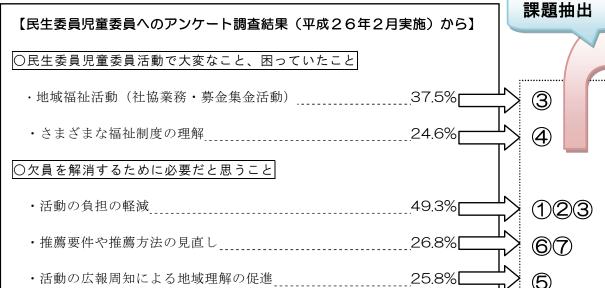
 平成26年12月
 平成27年4月

 1,600
 1,682

 1,526
 1,523

 74
 159

- ・年齢要件の緩和 70歳未満→72歳未満へ
- ・推薦機会の拡大 随時の推薦を年2回から年4回へ
- ・定数条例制定 (平成27年4月1日) 担当世帯数の国基準への適正化 =新たに市域での欠員82名の増加



【町内会・自治会へのアンケート調査結果(平成26年3月実施)から】	
○欠員が生じた地区又は人選が難航した地区の理由	
・業務量が多すぎて、依頼しても断られてしまう26.7%	3
・地域に年齢要件に合致する人材がいない22.6%	
○民生委員を推薦するために効果的と思われること	
・民生委員児童委員の業務を整理し縮減する59.9%	3
・制度や活動について地域への広報を強化する 46.5%	5
・年齢要件を緩和する39.6%[

課題と対策

検討項目	現状と課題	対 策
① 担当世帯数の適正 化について	○既存地区の担当民生委員児童委員の欠員 ○定数条例制定により生じた82名の定数増 に伴う地区の新設	市内全56地区民児協定例会等に参加し、対策について協議を行う。 ⇒欠員地区の理由確認し、解消に向けて町内会・社協等、地域の関係者と検討、 調整、実施する。 ⇒担当世帯数データを提供し、地区の合併、分割や複数担当制などの欠員対策に ついて検討、調整、実施する。
② 民生委員児童委員 活動への協力体制 について	○新たな民生委員児童委員の担い手不足 ・欠員地区のカバーによるさらなる活動負担 ・複雑・多様化する地域福祉課題への対応の 困難さ ・活動件数の増加	⇒「地域福祉の推進員」として、既に導入されている「福祉協力員制度」事例を 参考とするとともに、地域包括ケアシステムの推進を見据え、地域の特性を十分 考慮し、地区社協及び地区民児協で地域に合った協力体制について協議する。
③ 活動負担の軽減について	○複雑·多様化する地域福祉課題への支援 の困難さに加え、民生委員児童委員活動以 外の「負担感」の高まり ・地域福祉活動(社協業務、募金活動)の負担 が高い。	⇒地区社協活動における民生委員児童委員の参加・協力に関する実態把握と検討 ⇒民生委員児童委員への依頼事項の整理、マニュアル作成 ⇒民生委員児童委員に協力を依頼する場合のルールの徹底
④ 効果的な研修の実施について	〇さまざまな福祉制度の理解が困難 ・福祉制度や最新事例などの情報提供の充実を求める声があり、現行の研修の枠組み・ 内容では必ずしも対応しきれていない。 ・類似の研修が多くある。	⇒行政・社協・民児協のそれぞれの研修が重複しないように連携を図り、効果的な研修を実施する。 ⇒市民児協研修企画委員会へ行政職員が委員として参加する。
⑤ 活動支援の充実に ついて	○民生委員児童委員制度が地域住民に広く 理解されるまでには至っていない。 ○民生委員児童委員協議会への積極的な支援が求められている。	⇒民生委員児童委員活動に対する理解促進のための広報の充実 ・市政だより等での活動紹介・広報リーフレットの作成・駅頭での広報等、様々な媒体の活用・ホームページの充実⇒民生委員制度創設100周年記念事業に対する支援の充実
⑥ 推薦準備会(地区 世話人会)のあり方 について	〇地区世話人会の構成員に民生委員児童委員が入っていないため、候補者に活動内容を適切に説明できず、短期間での辞任に繋がるケースがある。	 ⇒地区民生委員児童委員協議会を委員区分に加える。 【期待される効果】 ・地区世話人会の場で活動についての説明が可能となる。 ・活動内容を理解・把握した上で就任することで、円滑な活動が期待される。 ・委員区分を拡大することにより、候補者に関する情報を広く収集できる。
⑦ 推薦対象者拡大の 取組みについて	〇欠員地区の地区世話人会で町内会・自治会の委員割合が約70%を占めていた。 〇平成26年度の欠員地区79地区の内、23地区が原因として地域に年齢要件に合致する人材がいない」としていた。	⇒様々な委員区分から委員を選出するよう町内会・自治会等へ働きかける。 ⇒市職員退職者やPTA協議会等へ周知、協力依頼を行う。 ⇒年齢要件を他政令指定都市並みに一部緩和する。 ・新任72歳未満 →原則72歳未満。ただし地域の実情により75歳未満。 ・再任75歳未満 →原則75歳未満。ただし地区民児協の要請がある場合は77歳未満。

「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」 報告書

川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会

平成27年12月

「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」報告書

目 次

はじめに	1
I 民生委員児童委員を取り巻く現状	
1. 民生委員制度の歴史	3
2. 社会情勢の変化	3
3. 川崎市の現状	
4.「民生委員児童委員あり方検討委員会」の設置	
5.「川崎市民生委員の定数に関する条例・規則」の制定	7
Ⅲ 課題と対策	
1. 担当世帯数の適正化について	10
2. 民生委員児童委員活動への協力体制について	14
3. 活動負担の軽減について	16
4. 効果的な研修の実施について	19
5. 活動支援の充実について	21
6. 推薦準備会(地区世話人会)のあり方について	23
7. 推薦対象者拡大の取組みについて	25
Ⅲ 平成28年度一斉改選に向けたスケジュール	
IV 資料編	
◎民生委員児童委員、主任児童委員について	30
身分・設置根拠・推薦の流れ・資格要件	
◎民生委員児童委員協議会の組織	31
◎民生委員児童委員の配置状況・活動状況	32
◎ 5 6 地区民児協別民生委員児童委員の欠員数の推移	33
◎民生委員児童委員欠員地区調査結果について	34
◎活動記録表のエクセルデータの提供について	35
◎横須賀市社会福祉協議会視察報告	36
◎あり方検討委員会(第1回~第5回)の議事要旨	42
◎あり方検討委員会設置要網	55
◎あり方検討委員会委員名簿	57
◎【行政】庁内検討委員会の検討経過、委員名簿	58
◎【川崎市民生委員児童委員協議会】課題検討委員会の検討経過、	62
委員名簿	
◎【川崎市社会福祉協議会】事業検討委員会の報告、検討経過、	65
委員名簿	
◎民生委員児童委員へのアンケート調査結果抜粋版	70
◎町内会・自治会へのアンケート調査結果抜粋版	75

はじめに

近年、全国的に少子高齢化や単身世帯、核家族化が進行する中、家族の支えあい機能の低下や、地域の人間関係の希薄化から、従来の見守り活動から漏れてしまう人々や、制度の狭間で福祉サービスを利用できないでいる人々が、地域から孤立してしまうという問題も社会的課題となっている。

平成25年10月1日の推計人口によれば、日本の総人口に占める65歳以上人口の割合は25.1%となり、初めて4人に1人が高齢者という超高齢社会に突入した。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)では、日本の高齢化率は30.3%になるものと推計されており、その後も引き続き高齢化が進むことが予測されている。

本市においては、全国平均と比較して若い世代の流入が多く、生産年齢人口は増加傾向にあるものの、2040年(平成52年)には高齢者人口は約45万人となり、総人口の30.4%になることが予想されている。本市は、現時点では若い世代の多い都市であると言えるが、今後は全国と同様に急激な高齢化が進むことは明らかである。

このようにめまぐるしく変化する社会情勢の中で、民生委員児童委員を取り巻く 環境や、求められる役割も年々変化している。

本市の民生委員児童委員は、平成25年度に実施した前回の民生委員児童委員一 斉改選において、定数1,598名中122名が欠員となり、充足率は20政令指 定都市中最下位の92.4%であった。

一斉改選後に行った民生委員児童委員を対象に実施したアンケート調査では、民生委員児童委員の活動について「やりがいがある(71.5%)」との回答の一方で、「負担に感じている(65.4%)」、「活動が多く時間的に忙しすぎる(33.4%)」、「活動の内容に精神的な負担を感じた(32.8%)」など活動に係る重圧を感じている委員が少なくないことがわかった。

そこで、本市では、民生委員児童委員を支援するために、活動しやすい環境づくりに向けて、「民生委員児童委員あり方検討委員会」を設置し、課題の整理と対策について検討を重ねてきた。

本書は、その検討結果を踏まえ、民生委員児童委員が地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備について取りまとめたものである。

「全ての地域住民」を対象とした、本市の地域包括ケアシステムの今後の推進においては、行政はもとより、地域住民や町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、保健・医療・福祉関係機関など地域内の多様な主体の取組みが求められている。とりわけ、民生委員児童委員の充足及びその活動の充実は、地域の醸成や地域福祉の向上に必要不可欠である。

本市では、今回の取りまとめ結果を踏まえ、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに取組み、民生委員児童委員をしっかりとサポートしていかなければならないと考えている。

本書を踏まえ、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会、町内会・自治会等、地域と連携を進め、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」の実現に一歩でも近づけるように努めていく。

平成27年12月 川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会

I 民生委員児童委員を取り巻く現状

1 民生委員制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県での「済世顧問制度」と大正7年に大阪 府で始まった「方面委員制度」を起源としている。

大正 6年 済世顧問制度(岡山県)

大正 7年 方面委員制度(大阪府)

方面委員制度(救済委員・福利委員等)が全国に広がる

昭和 7年 全日本方面委員連盟発足

昭和11年 方面委員令の公布(勅令) -国の制度化

昭和21年 民生委員令(勅令)

昭和22年 児童福祉法制定(民生委員は児童委員を兼ねる)

昭和23年 民生委員法制定

昭和27年 全国民生委員大会で「世帯更生運動」実践申合わせ

昭和30年 世帯更生資金制度発足(平成2年に「生活福祉資金」と名称を改正)

昭和37年 全国民生委員児童委員協議会を組織

平成 4年 全国民生委員児童委員連合会に改称

平成 6年 主任児童委員制度の創設

平成12年 社会福祉法施行に伴い民生委員法・児童福祉法改正

平成25年 民生委員の定数基準について、都道府県・政令指定都市・中核市は、 それぞれの自治体で条例で定めることとされた。

平成25年 災害対策基本法改正で、民生委員は「避難支援等関係者」に位置づけ

平成6年には、主任児童委員制度が創設され、平成13年の児童福祉法一部 改正により、児童福祉について大きな役割を果たしている主任児童委員が法律 上明確に位置づけられた。

また、平成12年には、民生委員法が大幅に改正された。名誉職規定が削除されるとともに、社会福祉の増進が法的に位置づけられ、現在の民生委員児童委員の活動内容(住民の生活状態の把握、要援助者への相談対応・助言等の援助、要援助者への福祉サービス情報の提供、社会福祉事業者・活動者との連携、福祉事務所等関係機関への協力)が明確にされた。

平成29年には、民生委員制度の源流である大正6年の済世顧問制度から数 えて、民生委員制度創設100周年を迎える。

2 社会情勢の変化

昨今の地域社会の状況は、社会情勢の変化等による地域コミュニティの希薄 化、認知症高齢者の増加や孤立死問題、経済状況の悪化等によるニート、ホー ムレスの貧困問題など、福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、従 来の福祉サービスだけでは、解決が難しい問題が増えつつある。

また、東日本大震災の発生後、災害時要援護者支援活動への協力については、限られた時間の中で、民生委員児童委員や関係機関に加え、近隣住民が協力し合う体制を構築することが不可欠であるとされており、さらに発災時に円滑な安否確認や避難支援が行われるためには、平常時の活動が重要になっている。

今後の地域包括ケアシステム(※)の推進においても、日頃の民生委員児童 委員活動での「気づき」をはじめとした様々な取組みが、地域における中心的 な役割となることが期待されている。

※地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」のことで、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に定義されています。

本市では、地域包括ケアシステムにおける基本的な考え方を示すものとして、「川崎市 地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、すべての地域住民を対象として、地域 包括ケアシステムの構築を推進しています。

3 川崎市の現状

「平成25年版 大都市比較統計年表から見た川崎市」によると、本市は出 生率と自然増加率が最も高く、死亡率が最も低い状況にある。

また、平均年齢は41.5歳と最も低く、生産年齢人口($15\sim64$ 歳)の割合は70.0%と最も高く、高齢者人口(65歳以上)の割合は16.8%と最も低いことから、本市は現時点では若い世代の多い都市であるといえる。

しかし、本市の「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成26年8月)によると、2040年(平成52年)には高齢者人口は約45万人となり、総人口の30.4%になることが予想されており、今後は全国と同様に急激な高齢化が進むことは明らかである。

また、世帯数においても2035年(平成47年)の730,600世帯にまで増加し続けることが見込まれており、「川崎市民生委員の定数に関する条例」に従い、民生委員児童委員の定数も増加することが想定される。

今後、ひとり暮らし高齢者や災害時要援護者など、地域において見守りや支援が必要な人が増えることも予想され、ますます民生委員児童委員に期待される役割は大きくなると見込まれ、将来における対策も検討する必要がある。

4 「民生委員児童委員あり方検討委員会」の設置

平成25年度の民生委員児童委員一斉改選において、本市では民生委員児童 委員の欠員数が大幅に増加し、充足率は20政令指定都市の中で最も低い状況 となった。

そこで、平成28年12月に実施される次期一斉改選に向け、「民生委員児 童委員活動に関するアンケート調査(平成26年3月)」(以下、「民生委員児 童委員へのアンケート調査」という。)、推薦母体である「町内会・自治会への アンケート調査(平成26年4月)」(以下、「町内会・自治会へのアンケート 調査」という。)を実施した。

このアンケートにより抽出された様々な課題を整理し、欠員解消に向け「民生委員児童委員の活動しやすい環境づくり」を検討するため、行政のみならず、学識経験者、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等の関係団体の代表者を交えた総合的な検討体制として、平成26年度及び27年度の2年度において「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」を設置することとした。

併せて、緊急の対応として、次の取組みを実施した。

- (1) 民生委員児童委員活動の周知・広報の拡大
 - ア リーフレットを作成し、全町内会回覧を行い、市民に制度周知
 - イ ポスターを作製し、市内約500箇所の広報掲示板に掲示
 - ウ 川崎市政だよりに民生委員児童委員特集記事掲載
- (2) 推薦基準(年齢要件)の緩和 新任地区担当民生委員の年齢要件を70歳未満から72歳未満へ変更
- (3) 推薦機会の拡大

従来、年2回開催していた随時の推薦会を、倍増の4回開催へ変更

「民生委員児童委員あり方検討委員会」の設置

平成25年12月の民生委員児童委員一斉改選時における充足率について、川崎市は20政令指定都市の中で最も低い状況であった。地域福祉の要である民生委員児童委員の適正配置(欠員の補充)は、喫緊の課題であるため、関係機関が連携して民生委員児童委員制度の課題を検討し、民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりを推進する。

【主な検討課題】

- ① 活動負担の軽減、活動環境の整備
- ② 推薦制度・推薦規準の見直し
- ③ 活動費の支給方法の再検討
- ④ 定数条例化
- ⑤ 候補者、支援者、理解者拡大の地域づくり

1 行政内検討委員会 (継続)【平成24年度設置】

目的:主に行政と連携した活動についての見直しの検討

委員の構成:市健康福祉局、こども本部、各区役所、行政内関係部署

2 民児協課題検討委員会(継続)【平成25年度設置】

目的:自らが活動しやすい環境づくりのための検討

委員の構成:各区民児協代表者、主任児童委員、市健康福祉局、こども本部

3 社協内検討委員会 (新規)【平成26年度設置】

目的:主に社協と連携した活動についての見直し検討

委員の構成:市社協地域推進課、区社協

報告•連携

民生委員児童委員あり方検討委員会 ~平成26年・27年度~

目的:民生委員児童委員活動を支援するため、環境整備に向けた課題を整理し、制度

全体の見直しに関する提言をする

委員の構成:学識経験者、民児協、社協、行政、関係団体の各代表者

改善

次期一斉改選(平成28年12月)に向けた改善(活動しやすい環境づくり)

5 「川崎市民生委員の定数に関する条例・規則」の制定

(1) 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(以下、「第3次一括法」という。)の施行に伴い、より地域の実情に沿った民生委員児童委員活動を促進することを目的として、民生委員法第4条に基づく厚生労働大臣の定める定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、市において、民生委員の定数を条例で定めることとなった。

本市では関係する局・区との調整や他都市の動向等を考慮するため、平成27年 4月1日を施行日とした。

【民生委員法】(抜粋)

- 第四条 民生委員の定数は、<u>厚生労働大臣の定める基準を参酌して</u>※、前条の区域ごとに、都道府県 の条例で定める。
- ※ 「参酌する基準」とは、十分参照しなければならない基準であるが、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

(2) 条例制定に対する考え方

民生委員の定数については、今後想定される世帯数の増加や適正配置に伴う地区割りなどに柔軟に対応する必要があるため、条例では「基準」を定め、規則で「定数」を定めることとする。

地域特性や民生委員児童委員のなり手不足等により、現在、参酌基準を超えた平均担当世帯数となっているが、民生委員児童委員は、高齢者等の見守りなど地域福祉における中心的な役割を担っており、今後も地域包括ケアシステムの推進など、その重要性は高まっていくことから適正な配置が求められる。



民生委員法第4条に基づき、参酌すべきとして定められた基準

「220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人」 ※を採用する。

※「民生委員・児童委員の定数基準について」平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長 通知

(3) 条例

川崎市民生委員の定数に関する条例

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づく民生委員の定数は、220以上440以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の区域の実情に応じて規則で定める数とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(4) 規則制定に対する考え方

条例で示す基準は、地域の実情に応じ、適正に民生委員児童委員を配置できるよう、一定の幅をもって定めることとし、規則で定める定数は、参酌基準を超えた世帯数を担当する民生委員児童委員(平均462世帯)が多くいる現状を踏まえ、条例で示された基準幅の上限440以内として規則で定めることとする。

条例制定後の定数は、具体的には、次期一斉改選年度(平成28年度)の推計世帯数690,500世帯を基準幅の上限440で除した数=1,570人を地区担当民生委員児童委員の定数とし、主任児童委員定数112人と合わせ、1,682人となる。

(5) 規則

川崎市民生委員の定数を定める規則

川崎市民生委員の定数に関する条例(平成27年川崎市条例第12号)本則の規則で 定める数は、1,682人とする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(6) 新たに増加する82の定数について

民生委員児童委員の担当区域は、民生委員法第24条に基づき、民生委員児童委員協議会の申し出により、現在、1,488地区が設置されていることから、今回の条例及び規則の制定で新たに定数増となる82人の民生委員児童委員の担当地区を行政が各区に割り振って定めることはできない。このため現時点で特定されていないが、市域での欠員として捉え、適正な地区設置が行われるよう民生委員児童委員協議会と協議するとともに、助言等支援を行っていく。

Ⅱ 課題と対策

検討項目	現状と課題	対 策	主体的な関わり
① 担当世帯数の適正 化について	○既存地区の担当民生委員児童 委員の欠員 ○定数条例制定により、生じた82 名の定数増に伴う地区の新設	市内全56地区民児協定例会等に参加し、対策について協議を行う。 ⇒欠員地区の理由確認し、解消に向けて町内会・社協等、地域の関係者と検討、調整、実施する。 ⇒担当世帯数データを提供し、地区の合併、分割や複数担当制などの欠員対策について検討、調整、実施する。	行政民児協町会
② 民生委員児童委員 活動への協力体制 について	〇新たな民生委員児童委員の担い手不足・欠員地区のカバーによるさらなる活動負担・複雑・多様化する地域福祉課題への対応の困難さ・活動件数の増加	⇒「地域福祉の推進員」として既に導入されている「福祉協力 員制度」事例を参考とするとともに、地域包括ケアシステム の推進を見据え、地域の特性を十分考慮し、地区社協及び 地区民児協で地域に合った協力体制について協議する。	社協 民児協
③ 活動負担の軽減について	〇複雑・多様化する地域福祉課題 への支援の困難さに加え、民生委 員児童委員活動以外の「負担感」 の高まり ・地域福祉活動(社協活動・募金 活動)の負担が高い。	⇒地区社協活動における民生委員児童委員の参加・協力に 関する実態把握と検討 ⇒民生委員児童委員への依頼事項の整理、マニュアル作成 ⇒民生委員児童委員に協力を依頼する場合のルールの徹底	行政民児協
④ 効果的な研修の実施について	○様々な福祉制度の理解が困難 ・福祉制度や最新事例などの情報 提供の充実を求める声があり、 現行の研修の枠組み・内容では 必ずしも対応仕切れていない。 ○類似の研修が多くある。	⇒行政・社協・民児協のそれぞれの研修が重複しないように 連携を図り、効果的な研修を実施する。 ⇒市民児協研修企画委員会へ行政職員が委員として参加す る。	行政 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大
⑤ 活動支援の充実に ついて	○民生委員児童委員制度が地域 住民に広く理解されるまでには至っていない。 ○民生委員児童委員協議会への 積極的な支援が求められている。	⇒民生委員児童委員活動に対する理解促進のための広報の充実 ・市政だより等での活動紹介 ・広報用リーフレットの作成 ・駅頭での広報等、様々な媒体の活用 ・ホームページの充実 ⇒民生委員制度100周年記念事業に対する支援の充実	行政民児協
⑥ 推薦準備会(地区 世話人会)のあり方 について	〇地区世話人会の構成員に民生 委員児童委員が入っていないため 候補者に活動内容を適切に説明 できず、短期間での辞任に繋がる ケースがある。	 ⇒地区民生委員児童委員協議会を委員区分に加える。 【期待される効果】 ・地区世話人会の場で活動についての説明が可能となる。 ・活動内容を理解・把握した上で就任することで、円滑な活動が期待される。 ・委員区分を拡大することにより、候補者に関する情報を広く収集することができる。 	行政民児協町会
⑦ 推薦対象者拡大の 取組みについて	〇欠員地区の地区世話人会で町内会・自治会の委員割合が約70%を占めていた。 〇平成26年度の欠員79地区の内、23地区が原因として「地域に年齢要件に合致する人材がいない」としていた。	⇒様々な委員区分から委員を選出するよう町内会・自治会等へ働きかける。 ⇒市職員退職者やPTA協議会等に周知、協力依頼を行う。 ⇒年齢要件を他政令指定都市並みに緩和する。 ・新任 72 歳未満 →原則 72 歳未満 ただし、地域の実情により 75 歳未満 ・再任 75 歳未満 →原則 75 歳未満 →原則 75 歳未満	行政民児協町会

1 担当世帯数の適正化について

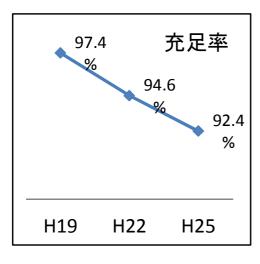
〔現状と課題〕

(1) 欠員対策

ア 平成25年度一斉改選後の欠員数の推移

平成 25 年 12 月に実施された一斉改選の結果、定員 1,598 人に対し、欠員が 122 人となった。

【一斉改選での充足率の推移】



【政令指定都市最下位の充足率】

H25.12 一斉改選時の充足率

川崎市 ・・・92.4%(20位)

横浜市 ・・・95.0%(19位)

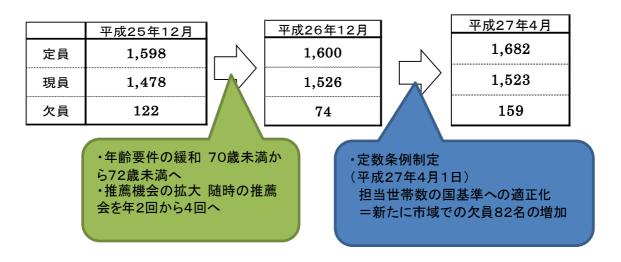
相模原市・・・97.0%(7位)

政令指定都市平均 • 9 6 . 2%

(参考: H25.12 時点)

欠員数/定員数 122 人/1,598 人

このため、平成 26 年度から年齢要件を 70 歳未満から 72 歳未満に緩和するとともに随時の推薦機会を年 2 回から年 4 回に拡大し、一斉改選 1 年後の平成 26 年 12 月には欠員数が 74 人となり 48 人の欠員が解消した。しかし、平成 2 7 年 4 月の次のイ、定数条例の制定に伴い、欠員数は 159 人と増加した。



イ 定数条例の制定

第3次一括法の施行に伴い、より地域の実情に沿った民生委員児童委員活動を促進することを目的として、民生委員法第4条に基づく厚生労働大臣の定める定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、市において、平成27年4月1日までに民生委員の定数を条例で定めることとなった。民生委員の定数については、今後想定される世帯数

の増加や適正配置に伴う地区割りなどに柔軟に対応する必要があるため、条例では「基準」 を定め、規則で「定数」を定めることとした。

これにより、川崎市の民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、「22 0以上440以下の世帯につき1人の民生委員を置く」ことを基準とし、平成27年4月1 日現在の定数を1,682人とした。

(2) 条例制定前からの地区担当民生委員児童委員の欠員について 平成26年9月に、各地区民児協ごとに全ての欠員地区(79地区)の調査を実施した。 その結果は次のとおりである。

ア 欠員期間

(7)	平成25年12月以降欠員	46地区
(1)	平成22年12月以降欠員	19地区
(ウ)	平成19年12月以降欠員	3地区
(I)	それ以前からの欠員地区	11地区

イ 主な原因

(ア) 地域に年齢要件に合致する人材がいない・

候補者に依頼しても断られてしまう 30地区

(イ) 地域で民生委員児童委員の必要性が認識されていない・ 候補者に依頼しても断られてしまう 24地区

(ウ) その他

選出町会が複数町会にわたっており、選出協議が困難 町内会と民生委員児童委員の考え方の相違 外国人居住者が多い

新築マンション等で人材の把握が困難 ノ 合計25地区

ウ 対応状況 (複数回答)

(7)	定期的に町内会・自治会に依頼している	6 1 地区
(1)	一斉改選時に依頼している	8 地区
(ウ)	対応が困難な状況である	8 地区
(T)	その他	9 批区

以上のとおり、欠員期間については平成25年12月以降に生じた欠員地区が圧倒的に多 く、各区推薦会として、定期的に町内会・自治会等に選出を依頼しているが、「年齢要件」や 「地域での民生委員児童委員の認知度不足」、「地域での人材把握の困難性」等が原因で候補 者の選出が困難になっている状況があるとともに、さまざまな地域特有の事情があることも 浮き彫りになった。

これら、欠員地区における詳細な状況把握と地区ごとに異なる対策を検討するため、行政、 地区民児協が中心となり、推薦母体である町内会・自治会、地区社協、その他の推薦関係団 体等と連携を図り対応していく必要がある。特に、地区民児協と区役所は緊密に連携し、推 薦母体の中心的役割を担っている町内会・自治会と調整を図る必要がある。また、地区社協 の支援を受けるとともに、欠員地区のPTA協議会の協力を得てPTA及びそのOBに働き かけることも有用である。

〔対策〕

○具体の候補者選定に向け、次期一斉改選まで対策会議を3回程度行う。

(1) 1回目

日程 平成 27 年 9 月~12 月 地区民児協定例会終了後

メンバー 各地区民児協役員、健康福祉局地域福祉課、各区地域保健福祉課

検討内容 候補者未選出の理由確認、地区分割・地区合併の可否、次回会議までの調整事項の協議など

(2) 2回目(1回目の会議以降、候補者のめどが立たない地区)

日程 平成 28 年 1 月~2 月 地区民児協定例会終了後

メンバー 上記1回目メンバーと町内会自治会、区社協、地区社協役員等

検討内容 第1回目会議以降の調整内容の確認、町内会自治会・地区社協との連携による候補者の状況確認、他の推薦母体への協力依頼等次回会議までの調整 事項の協議など

(3) 3回目(2回目の会議以降、候補者のめどが立たない地区)

日程 平成 28 年 5 月~6 月 地区民児協定例会終了後

メンバー 2回目メンバー等

検討内容 第2回会議以降の調整内容の確認、今後の対応の確認等

[現状と課題]

定数条例制定による新たな定員の増加について

平成26年8月時点で、本市を除く全ての政令指定都市においては、民生委員児童委員の定数は、国の参酌基準である「220以上440以下の世帯につき1人」となっている。本市においては同時点で民生委員児童委員1人につき平均462世帯であり国参酌基準を22人上回っていたため、負担軽減のために民生委員児童委員の定数を82人増加する必要が生じ、平成27年4月1日の定数条例制定により、この82人が新たに欠員として追加された。

平成 26 年 8 月現在の担当地区民生委員児童委員 1 人当たりの平均受持ち世帯数

熊本市	岡山市	新潟市	浜松市	名古屋市	静岡市	京都市	仙台市	広島市	神戸市	平均
255	258	261	263	279	281	301	302	308	313	十均
千葉市	北九州市	札幌市	堺市	相模原市	大阪市	横浜市	福岡市	さいたま市	川崎市	001
325	329	341	362	367	387	396	405	424	462	331

この定数条例制定に伴う新たな欠員については、具体的な担当区域が定められていないことから、速やかに設定をする必要がある。

厚生労働省では、平成 26 年 4 月に取りまとめた「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書(以下、「厚生労働省報告書」という。)の中で民生委員児童委員が求められる役割の多様化と負担に関する課題の一つとして次のように記述している。

民児協会長などの要職に就くと、役職により行政機関や地域の様々な組織のいわゆる「充て職」が依頼されることもある。民生委員・児童委員がこれら組織と関係することは大切なことであるものの、これらの業務は民生委員・児童委員活動とは区別すべきものであり、これらの業務を含め民生委員・児童委員が感じる「負担」となっている可能性があることから、民児協とも相談しながら見直しをすることも必要な時期にあると考えられる。

このため、地区民児協会長が担当する地区においては、その「負担感」を考慮し、定数の増加を検討する必要がある。

また、民生委員児童委員へのアンケート調査では、「民生委員児童委員活動に負担を感じるか」との設問において、11.0%が「とても負担に感じていた」、54.4%が「やや負担に感じていた」と回答していることから、地区民児協において、各民生委員児童委員の負担感を考慮し必要に応じて、地区の分割、合併などの手法を駆使するとともに、併せて、地区における複数名の委員の推薦なども検討することが望ましい。

〔対策〕

- ○前述の欠員対策の1回目の日程に併せて市内全56地区民児協と情報交換を行い、対応について推薦母体である町内会・自治会と協議し、地域事情を考慮し対応を図る。
- ○欠員解消には、民生委員児童委員活動に対する市民の理解が不可欠である。このため、更なる広報の拡大・充実を図る。

2 民生委員児童委員活動への協力体制について

〔現状と課題〕

欠員地区の民生委員児童委員活動をカバーするために、近隣の委員や地区会長にさらに活動 負担が増している。

また、認知症高齢者の増加や障害者の地域移行の推進、児童虐待や引きこもり等、複雑・多様化する地域福祉課題への対応の困難さから、新任や経験の少ない民生委員児童委員にとっては、多様な個別相談事案を抱え、地域での孤立や精神的負担が大きくなっている。

さらに、本市の民生委員児童委員一人当たりの活動件数は、年々増加しており、全国平均と 比較しても年間で20件以上多い状況である。

なお、民生委員児童委員へのアンケート調査においても、「民生委員児童委員の活動で大変なこと、困っていたこと」との設問に対して「地域福祉活動(社協業務・募金集金活動)」との回答が37.5%と最も多くなっている。

厚生労働省報告書では、民生委員児童委員と連携する福祉協力員について次のように記述している。

(※)福祉協力員とは

日常生活を送る上で問題を抱える方々も地域の中でいきいきと安心して生活できるよう住民同士で支え合う地域づくりを目指し、各地の社会福祉協議会では「福祉協力 員制度」を実施しています。

社会福祉協議会会長が委嘱し、地域毎に一定の割合で配属され、地域における問題を発見し関係機関へ繋ぐことを役割に、民生委員・児童委員などと連携し活動を行っています。

また、民生委員児童委員へのアンケート調査での設問「民生委員児童委員活動をしやすくするためには、何が必要ですか。」に対する回答では、「活動をサポートする福祉協力員制度などの体制づくり(24.0%)」となっている。特に、退任された民生委員児童委員の回答に限ると30%を超えている。併せて、「社協からの支援体制の充実」についても10.0%となっている。

これらのことから、福祉協力員などの外部からの何らかの支援体制を民生委員児童委員が求めている状況がある。

社会福祉協議会が実施している福祉協力員制度については、北九州市社協、横須賀市社協、本市における川崎区渡田地区社協、川崎区大島地区社協、中原区丸子地区社協を始めとした社協で導入しており、これらの社協では、配置数は民生委員児童委員1人当たり、1人から5人となっている。なお、活動内容は、民生委員児童委員への協力とともに地区社協活動や町内会自治会活動などであるが、地域ごとに特色がある。

(参考例:中原区丸子地区社協の取組み)

22 - 3 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1							
川崎市(中原区丸子地区) (平成24年2月1日から実施)							
配置基準	2区担当民生委員児童委員1人につき、1名 (30名/32名)						
委嘱	地区民児協会長及び地区社協会長の連名で委嘱						
民生委員児童委員への委嘱	平成25年12月の一斉改選で1名委嘱						
	丸子地区「災害弱者の災害時安否要確認者名簿」に掲載の75歳以上の高齢者(ひとり暮らし及び						
職務	高齢者のみ世帯、寝たきり又は施設等への入居者を除く)の見守り						
4以7为	※新聞或いは郵便物が溜まっていないか、夕方ないし夜間に電気がついているかを確認する)						
	⇒報告は原則としてなし=異例事項についてのみ担当民生委員児童委員に繋ぐ						
	(1)福祉の心を理解し、円満な常識をもっている方						
適格要件等	(2)個人情報等の守秘義務を遵守できると、認められる方						
	年1回、研修会開催						
任期	1期3年。原則として12月1日付け委嘱						
活動費	ボランティアで無報酬						
推薦	民生委員児童委員→町内会長に推薦						

他方、政令指定都市においては行政が主導し実施している例もある。具体的には、神戸市、 新潟市、千葉市が導入しており、原則、民生委員児童委員1人に対し1人(必要に応じて)の 協力員としており、充足率は5%前後となっている。なお、活動内容は民生委員児童委員活動 への協力に限られている。

現在、本市が取り組んでいる地域包括ケアシステムでは、地域における民生委員児童委員活動と社協活動は、今後とも地域福祉活動向上のための中心的な役割を担うことが期待されている。福祉協力員制度の導入により、民生委員児童委員活動の負担軽減とともに、この福祉協力員が次期民生委員児童委員の候補者となることや将来の地域福祉活動の中心的な役割を担う人材の養成、また、民生委員児童委員の OB が福祉協力員になる場合には、新任民生委員児童委員への助言、相談役としての効果も大いに期待できる。

〔対策〕

- ○以上を踏まえた上でなお、地域によってはその他の方法で地区社協活動と地区民児協活動 の連携を図っているところもあることから、本市においては、民生委員児童委員活動への 協力に限定した「福祉協力員」ではなく、地域包括ケアシステムの推進に向け、広く「地 域福祉の推進員」としての役割を視野に入れるものとする。
- ○次期一斉改選を踏まえ、地区社協と民生委員児童委員のそれぞれの活動のより良好な関係 の維持や、お互いの立場を尊重した連携を図るため、地区社協と地区民児協との間で、す でに、福祉協力員制度を導入している事例を参考とするとともに、地域の特性を十分考慮 し、地域に合った協力体制について協議する。

3 活動負担の軽減について

[現状と課題]

地域コミュニティの人間関係が希薄化した現代において、従来の見守り活動から漏れてしま う人々や、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっており、支援すべき対象者の直面す る課題も複雑・多様化しており、支援の困難性が増加している。

また、民生委員児童委員活動以外の「負担感」の高まりもあり、地域では委員を引き受ける 人材が見つからず、その選任が難しくなったり、欠員地区の活動を代行する近隣の民生委員児 童委員や地区会長により多くの負担がかかってくるという悪循環に陥っている状況が生じてい る。

厚生労働省報告書では民生委員児童委員活動の範囲の課題の例として次のように記述している。

〇日頃の民生委員・児童委員活動では、例えば、地域住民からは、日常的な支援(ゴミ出し、 電球交換など)を求められたり、行政や社会福祉協議会からは、敬老金などの公的給付金や広 報誌の配布を依頼されるなど、住民との接点となる機会という面もあるものの民生委員・児童 委員の活動範囲を超えていると思われる活動も行われている。

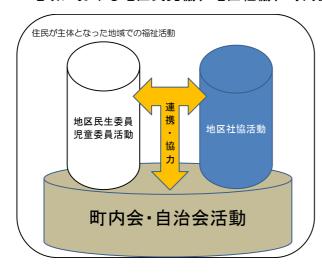
○各種法律や通知等において民生委員・児童委員の関わりが明記されているものが多くみられるが、それらには「連携」や「協力」と規定され具体的な内容が記載されていないため、行政の現場の解釈により民生委員・児童委員が活用されている場合も多く存在し、さらには、地方自治体の単独事業においても民生委員・児童委員に過度の協力が求められている事例もあるものと思われる。

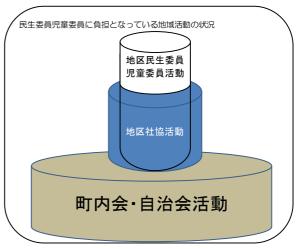
民生委員児童委員へのアンケート調査においても、「欠員を解消するために必要だと思うこと」の第1位(49.3%)に「活動負担の軽減」となっており、「活動で大変なこと、困ったこと」の第1位(37.5%)に「地域福祉活動(社協業務、募金活動)」が挙がっている。

地域包括ケアシステムを推進していくうえで示されている、自助、互助、共助、公助の役割 のうち、互助においては、民生委員児童委員活動をはじめ、町内会・自治会活動、地区社協活 動は地域での重要な部分である。

民生委員児童委員活動は、地区社協活動、町内会自治会活動と連携することが望まれるが、 平成27年9月から12月にかけて川崎市域の全ての地区民児協(56地区)での欠員対策と ともに地区社協との連携についてもヒアリングを実施したところ、地区社協活動の多くを地区 民児協が担っており、民生委員児童委員活動の負担になっている地域があることが判明した。 中には地区社協活動のほぼ100%を地区民児協が担っている地区も存在した。

地域における地区民児協、地区社協、町内会・自治会活動の関係協力イメージ





地区社協の支援は各区社協が担っているが、同一区社協内においても地区社協活動による民生委員児童委員の負担は地区社協ごとに異なっている。

民生委員児童委員も地区社協の構成員であることから、区社協は、地区社協活動における 民生委員児童委員の参加・協力について、その負担の実態を把握するとともに、課題の解決 に向けて、地区社協と一緒になって検討を行い、適正化を支援する必要がある。

併せて、行政、社協からの講演会等の情報提供や依頼事項、民児協関係活動(民生委員児 童委員自らが立案し、実施する事業を含む。)を整理することが必要である。なお、依頼事項 は民生委員児童委員に対して過度の負担とならないよう十分配慮・調整し、民生委員児童委 員としての本来活動に影響しないようにする必要がある。

[対策]

○地区社協活動における民生委員児童委員の参加・協力に関する実態把握と検討 区社協は、地区社協活動における民生委員児童委員の参加・協力について、その負担 の実態把握を行い、適正化を支援する。

○民生委員児童委員への依頼事項の整理

行政・社協からの依頼事項、民児協関係活動(民生委員児童委員自らが立案し、実施する 事業を含む。)を整理するとともに、次期一斉改選に向けて、平成27年度中に行政・社協・ 民児協の合冊で民生委員児童委員にとってわかりやすいマニュアルを作成する。

- ○民生委員児童委員に広く協力を依頼する場合や講演会等を広報する場合は、次の基本的な ルールを徹底する。
 - (1) 行政から、法改正、制度改正等、民生委員児童委員への説明が必要な案件については、 健康福祉局地域福祉課を通して、事前に市民児協事務局と調整を図り、常任理事会(必 要に応じて理事会も含む。)の議題として取り扱う。また、はじめて依頼する事項につ いては、その内容が民生委員児童委員活動に資するものかどうか、単なる動員等ではな いかなど精査した上で、健康福祉局地域福祉課を通して、事前に市民児協事務局と調整

を図り、常任理事会(必要に応じて理事会も含む。)の議題として取り扱う。

(2) 社協から依頼する場合には、市社協から(1)同様に市民児協事務局に調整を図る。

○その他負担軽減の取組みの事例

エクセルを使用した活動記録表の提供(平成27年4月実施)

平成26年第4回市議会定例会において、「活動記録の入力について、システムを利用するか否かは民生委員児童委員に判断していただくこととし、パソコンの普及状況、パソコンを利用する高齢者の増加を鑑み、川崎独自のシステム化を検討すること(要旨)」 を受け、川崎市民生委員児童委員協議会の御意見等を伺いながら、パソコンを活用する手法などを検討し、民生委員児童委員の皆様の負担軽減に取り組むこととした。(P35参照)

※平成27年12月現在 24名の民生委員児童委員が利用

なお、国の定める活動記録表の項目は、日々の活動を分類する選択肢が多いことや、月累計の計算が複雑であるなど、記入に時間がかかるという御意見も多く寄せられていることに対しては、平成26年12月2日に九都県市首脳会議として、国に活動記録の簡易化を要望した。

4 効果的な研修の実施について

〔現状と課題〕

市民児協主催の研修は新任、中堅などの階層別、正副会長・会計、民生委員、児童委員などの職務別に実施している。

各研修の開催計画等については、研修企画委員会(年間5~7回開催、常任理事1人、各区から7人の委員、主任児童委員部会1名)により、年度計画を策定するとともに、前回の研修におけるアンケート結果を参考に個別の研修内容が決定されている。

なお、過去3年間の開催実績及び参加率は次の表のとおりであり、各研修ともに学識経験者 等による講演会方式で実施している。

研修実績								単位	(人)
研修名	平成26年度		平成25年度			平成24年度			
柳修石	参加者	対象者	参加率	参加者	対象者	参加率	参加者	対象者	参加率
新任民生委員児童委員研修会	340	458	74.2%	374	427	87.6%	340	481	70.7%
中堅民生委員児童委員研修会	675	1,068	63.2%	579	1,042	55.6%	633	1,042	60.7%
主任児童委員研修会	128	168	76.2%	104	166	62.7%	114	166	68.7%
児童委員研修会	818	1,522	53.7%	807	1,527	52.8%	785	1,527	51.4%
地区民協正副会長・会計研修会	159	189	84.1%	l			159	189	84.1%
会計研修会	1			100	114	87.7%		_	_
正副会長研修会	1			102	130	78.5%		_	_
新任主任児童委員研修会				88	94	93.6%			

[※]新任主任児童委員研修会は一斉改選年度のみ実施

他政令指定都市においてはこの他に全員研修やブロック研修なども実施している。

また、行政の実施する研修としては、各区において(新任)民生委員児童委員研修等を行っている。市社協及び区社協においても、独自に研修を行っている。

研修に関しては、民生委員法第18条では行政による実施義務、同法第24条では民児協による職務に関して必要な知識及び技術の習得義務が規定されている。平成25年3月には、全国民生委員児童委員協議会が民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会(以下、「研修委員会」という。)を設置し報告書を取りまとめ、研修の目指すべき方向、研修別プログラムの提案などが報告されている。

民生委員児童委員へのアンケート調査からは、「民生委員児童委員の活動で大変なこと・困っていたこと」の第2位に「さまざまな福祉制度の理解(24.6%)」があげられており、「民生委員児童委員の活動をしやすくするために必要だと思うこと」の第3位に「福祉制度や最新事例などの情報提供の充実(26.5%)」があがっており、現行の研修の枠組・内容では、必ずしも対応しきれていないことが伺える。一方、「民生委員児童委員活動でもっとも負担に感じていたこと」では、研修が多すぎるという意見も複数挙がっている。

なお、自由記載においては、「研修・会議等について」に関することが民児協に対する意見・要望の中で第1位(183件/676件中)、行政に対して第3位(79件/923件中)、社協に対して第4位(41件/725件中)となっている。

このため、「研修委員会報告書研修プログラム例」に照らし合わせ、本市にあったものであるか常に検討するとともに、特に、法改正や制度変更などすべての民生委員児童委員が対象とな

るものについて、迅速かつ解りやすく研修会を実施することが必要である。

また、研修毎に行われているアンケートの内容については、今後の活動にどのように生かしていくかなどの項目も取り入れていく工夫が望まれる。

併せて、すでに導入している地区民児協もあるが、定例会において事例検討会を開催し、日頃の活動や地域の福祉課題などについて経験豊かな民生委員児童委員からのアドバイスを受けたり、解決策や取組みの検討を行うことは個々の委員の資質の向上につながる。

また、必要に応じ、その場に行政職員や社協職員が出席し、法制度や地域資源の周知をはじめ、民生委員児童委員と一緒になって課題・問題の解決に取り組むことで、連携体制の構築にもつながり、民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりという点においても重要である。

社協としては、社協から依頼する事項や民生委員児童委員が社協会員であることの説明、社協と民児協の関わり、特に、社協から民生委員児童委員に依頼している募金活動・社協会費等の集金活動について、地区民児協定例会等を通じて丁寧に説明していくことが必要である。

今後、民児協の研修企画委員会には、行政が積極的に関わるとともに、社協が実施する研修 も含め、それぞれの研修が重複しないよう市民児協、行政、市社協が連携するとともに、効果 を十分に検証して参加率の向上を目指し、行政からの更なる支援も要請しながら、より効率的 に研修を実施することが望まれる。

〔対策〕

- ○市民児協研修企画委員会に行政職員が委員として参加し、行政・社協・民児協のそれぞれ の研修が重複しないように市民児協研修企画委員会において調整を図り、効果的な研修を 実施する。
- ○地区民児協定例会においては、必要に応じ行政職員や社協職員の参加も求め、事例検討会 を開催することで、民生委員児童委員の資質の向上に努める。
- ○社協において、民生委員児童委員に募金の集金活動をはじめとした協力を依頼する事項に ついては、地区民児協定例会等で十分な説明を行う。なお、賛助会費は社協独自のもので あるが、民生委員児童委員へ集金活動を依頼する場合は、同様に十分な説明を行う。

5 活動支援の充実について

〔現状と課題〕

民生委員児童委員制度への理解の促進については、民生委員児童委員へのアンケート調査では、「民生委員児童委員の活動をしやすくするために必要だと思うこと」の回答で「活動の広報周知による地域理解の促進」が25.2%となっており、「民生委員児童委員活動で大変なこと、困ったこと」の回答では「活動に対する町内会・自治会の理解不足」が16.0%となっている。

また、町内会・自治会へのアンケート調査では「民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われること」の回答では、「民生委員児童委員の制度や活動について地域への広報を強化する」が46.5%となっている。

厚生労働省報告書では、広報への取組みについて次のように記述している。

○世帯訪問により地域住民と密接に接することが民生委員・児童委員活動の理解を深める上で大切であることは勿論であるが、民生委員・児童委員制度が国民及び地域住民に広く理解されるまでには至っていないことから、国及び地方自治体は、民生委員・児童委員制度の理解を深めるため、広報活動の充実を早急にはかるべきである。その際、地域のイベント等において民生委員・児童委員活動の紹介や民生委員・児童委員による活動が支援対象者の支援につながった好事例を提供するなど、創意工夫し取組むべきである。

○併せて、地域住民に民生委員・児童委員制度と活動の理解を深めるために、地域福祉 の諸施策を推進する中で、住民に対して民生委員・児童委員の役割を積極的に啓発・広 報することも有用である。

(参考) 保健や福祉の団体・施設等の認知度

	第1回	第2回			第	3回		
区 分	知っている	知っている	知っ	ている	知ら	ない	無	回答
	割合(%)	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
保健福祉センター	59. 3	67.8	1,844	68. 9	618	23.1	214	8.0
児童相談所	53, 6	60.0	1,649	61.6	738	27.6	289	10.8
こども文化センター	56. 4	58.9	1,572	58.7	846	31.6	258	9.6
いこいの家 (老人いこいの 家)	56, 2	58. 7	1, 474	55. 1	1,004	37.5	198	7. 4
民生委員児童委員	63. 5	70.7	1, 404	52. 5	1,034	38.6	238	8.9
老人クラブ	46. 2	52. 5	1, 314	49.1	1, 126	4 2. 1	236	8.8
社会福祉協議会	38. 1	41.4	1, 174	43.9	1, 271	47.5	231	8.6
地域子育て支援センター	28. 4	34. 3	1,050	39. 2	1, 293	48.3	333	12. 4
障害者生活支援センター	31.5	36. 9	954	35. 7	1, 398	52. 2	324	12.1
いきいきセンター (老人福 祉センター)	44. 1	46. 0	728	27. 2	1,631	60.9	317	11.8
地域包括支援センター	10.0	16. 4	690	25.8	1,679	62.7	307	11.5
回答者数	2, 798	2, 892			2,	376		

(第3回地域福祉計画実態調査から 平成25年1月実施)

活動費及び民生委員児童委員協議会への支援については、民生委員児童委員は、地方公務員法行政実例により、非常勤特別職の地方公務員と位置づけられており、民生委員法第10条により給与の支払いを行わない規定があるため、活動にかかる費用について実費相当額として「活動費」を支給している。

本市では、平成26年度から国基準(年額58,200円)に(1,800円)上乗せし、6万円を支給しているが、民生委員児童委員へのアンケート調査では、欠員を解消するために必要なこととして、「活動費の充実」が17.1%となっている。

厚生労働省報告書では、活動費等について次のように記述している。

○民生委員・児童委員は無報酬で活動しており、交通費等の実費弁償として地方交付税 算定基礎に年額 58,200 円(平成 25 年度)が計上され、地方自治体から民生委員・児 童委員に活動費として支給されている。地方自治体によっては、これに上乗せ支給して いるところもあるが、複雑化・多様化する課題への対応にその活動量が増加し、民生委 員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関 係省庁に対して要求していくとともに、地方自治体においても、地域福祉の担い手とし て期待する民生委員・児童委員に対して積極的に支援していくべきである。

○さらに、民児協への活動推進費として地方交付税算定基礎額に年額 200,000 円 (平成 25 年度) が計上されているが、民生委員・児童委員活動への支援や広報活動の充実という観点から、国及び地方自治体は、同様に積極的に支援していくべきである。

また、平成28年度民生委員児童委員の一斉改選を控え、市民に対して民生委員児童委員活動への正しい理解を広めるため、更に広報を充実させていく必要がある。

民生委員制度は平成29年に創設100周年を迎えるが、これを良い契機にし、制度の広報を図るとともに、記念事業については、行政、市社協も積極的に支援していくことが望まれる。各地区民生委員児童委員協議会活動の独自性を確保しつつ、民生委員児童委員活動への支援や民生委員児童委員同士の交流促進、研修・広報活動の充実を図るために、各地区民生委員児童委員協議会に対しても積極的な支援が求められる。

[対策]

○民生委員児童委員活動に対する理解促進のための広報の充実

新たな担い手作りのための啓発活動として、市政だより等での活動紹介や、地域での配布や町内会回覧などに活用できる広報リーフレット等の作成や駅頭での効果的な広報、市民児協HPの充実等を行う。

○民生委員制度100周年記念事業に対する支援の充実

ミューザ川崎で行われる記念事業等に対し、行政及び市社協から積極的な支援を行う。

6 推薦準備会(地区世話人会)のあり方について

〔現状と課題〕

現在、推薦準備会(地区世話人会)の組織については、川崎市民生委員児童委員候補者推薦地区世話人会設置要綱第4条第2項に基づき、委員は次の区分から選出することとなっている。本市では、これまで、町内会・自治会を中心に推薦準備会の運営が行われており、民生委員児童委員協議会は委員の対象とはしていなかった。

現在の委員区分 (川崎市民生委員児童委員候補者推薦地区世話人会設置要綱第4条第2項)

町内会・自治会	地区社会福祉協議会	母親クラブ
婦人会	青年会(団)	小中学校PTA代表者
保護司会	老人クラブ	遺族会
日赤奉仕団	子供会(指導員)及び青少年	その他地域住民の福祉等に
	問題協議会等	関係のある者
マンション等管理組合	学識経験者	

町内会・自治会へのアンケート調査では「民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われること」に対して「地区民生委員児童委員協議会も地区世話人会に参加する」が13.2%あり、「欠員が生じた地区又は人選が難航した地区がある場合、理由として考えられること」に対して民生委員児童委員の「業務内容を適切に説明できない」が9.6%であった。

なお、近隣の政令指定都市(横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市)や充足率の高い政 令指定都市では、民生委員児童委員もしくは地区民生委員児童委員協議会を推薦準備会委員 としている。

民生委員児童委員協議会が推薦準備会の委員に加わることにより、地域での推薦の際に、 民生委員児童委員活動についての説明が可能となるとともに、候補者が活動内容を把握・理解したうえで就任することによって、円滑な民生委員児童委員活動が期待される。また、委員区分を拡大することにより、候補者に関する情報を広く集めることができることなどから、地区民生委員児童委員を推薦準備会の委員とすることが望まれる。

〔対策〕

○地区民生委員児童委員協議会を委員区分に加える。

新たな委員区分

町内会・自治会	地区社会福祉協議会	母親クラブ
婦人会(部)	青年会(団)	小中学校PTA代表者
保護司会	老人クラブ	遺族会
日赤奉仕団	子供会(指導員)及び青少年	その他地域住民の福祉等に関係
	問題協議会等	のある者
マンション等管理組合	学識経験者	地区民生委員児童委員協議会

なお、推薦準備会を開催するにあたっては、標準となる民生委員児童委員活動についての資料・マニュアル等が必要となるため、行政・民児協・社協で連携し対応を図る。

(参考例:次期一斉改選に向けた推薦準備会の具体的な委員構成)

状況	対応例
・現民生委員児童委員を再任する地区	・現在の推薦準備会の委員区分を基本に実施
・民生委員児童委員を新任する地区で候補者	する。
のめどが立つ地区	
・欠員地区や候補者の選出が難しい地区	・地区民生委員児童委員協議会を推薦準備会
・推薦準備会において民生委員児童委員等と	委員に加える。
協力・連携を図る地区	・その他、推薦準備会のさまざまな委員区分
	に参加いただき、広く候補者情報を得る。

※ 地区民生委員児童委員協議会を推薦準備会の委員とする場合の留意点

川崎市民生委員児童委員候補者推薦地区世話人会設置要綱第6条第5項「議事が地区世話人会委員の一身上にわたるときは、当該委員は座長の判断により退席させることができる。」の規定により、当該地区の被推薦人(候補者)となる民生委員児童委員自身の審査に際しては、一時的に退席をお願いすることができるが、当該地区の民生委員児童委員は、当初から委員とせず、地区民児協の三役等から選任されることが望ましい。

7 推薦対象者拡大の取組みについて

〔現状と課題〕

前回の平成25年12月の一斉改選では、本市は充足率(92.4%)が、政令指定都市の中で最下位であった。

平成27年7月現在で欠員である80地区のうち、過去に民生委員児童委員が委嘱されていた65地区の直近の推薦準備会(平成22年度一斉改選時)の状況をみると、推薦準備会委員合計644名の内454名の委員区分が町内会・自治会であり、その比率は次の表のとおり、70%を超えていた。さらに65地区のうち25地区は委員区分が町内会・自治会のみで構成されていた。

欠員地区の委員構成

町内会・自治会 (70%)	地区社会福祉協議会(4%)	母親クラブ (1%)
婦人会 (5%)	青年会(団)(1%)	小中学校 P T A 代表者 (2%)
保護司会 (<mark>2</mark> %)	老人クラブ (<mark>5%</mark>)	遺族会 (0%)
日赤奉仕団(0%)	子供会(指導員)及び青少年	その他地域住民の福祉等に
	問題協議会等(5%)	関係のある者(<mark>2%)</mark>
マンション等管理組合(2%)	学識経験者(1%)	

民生委員児童委員の推薦にあたっては、地区世話人会の委員区分から万遍なく委員を募ることにより、日頃から地域で活動している候補者となりうる方々の情報を広く集めることが必要である。同時に、民生委員児童委員の年齢構成が極端に偏らないようにすることも重要である。

また、本市の年齢要件については新任では他政令指定都市平均約74.3歳未満を4.3歳下回る70歳未満とし、再任については平均75.2歳未満を0.2歳下回る75歳未満としていた。

【平成25年12月一斉改選時における20政令市充足率及び年齢要件一覧】

		1	2	3	4	5	6	7	7	9	10
政令市		京都市	北九州市	浜松市	静岡市	岡山市	名古屋市	仙台市	相模原市	千葉市	新潟市
充足	2率	99.8%	99.8%	97.9%	97.8%	97.3%	97.1%	97.0%	97.0%	96.3%	96.2%
年齢要件	新任	75歳未満	75歳未満	75歳未満	75歳未満	77歳未満	75歳未満	75歳未満	72歳未満	72歳未満	75歳未満
平即安计	再任	75歳未満	75歳未満	78歳未満	75歳未満	77歳未満	75歳未満	75歳未満	75歳未満	75歳未満	75歳未満

											<i></i>
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
政令	市	福岡市	堺市	札幌市	大阪市	神戸市	広島市	熊本市	横浜市	さいたま市	川崎市
充足	2率	95.9%	95.8%	95.7%	95.7%	95.5%	95.3%	95.1%	95.0%	94.6%	92.4%
年齢要件	新任	76歳未満	75歳未満	72歳未満	75歳未満	72歳未満	75歳未満	75歳未満	75歳未満	71歳未満	70歳未満
平 即安计	再任	76歳未満	75歳未満								

町内会・自治会へのアンケート調査では、新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について、「年齢制限をさらに緩和したほうがよい(24.1%)」、「年齢要件は必要がない(23.5%)」の合計が47.6%であり、「現行の年齢要件は適切である(43.3%)」を上回っていることから、平成26年度から随時の推薦機会において、年齢要件の上限を72歳未満とし、推薦対象者の拡大に努めてきた。

しかしながら、平成26年度に欠員地区79地区において調査した結果、23地区が原因と

して、「地域に年齢要件に合致する人材がいない」としている。

また、新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件は、本市が72歳未満(平成25年度一 斉改選時は70歳未満。)であるのに対して、前述のとおり、他の19政令指定都市では、14 市が「75歳未満」以上であった。特に、充足率の高い上位7都市はいずれも「75歳未満」 以上であり、上限は77歳未満となっている。再任については、5市において3歳から4歳(最 高年齢78歳未満)、新任よりも年齢要件を緩和しており、さらに、若干の都市で、年齢要件の 緩和が予定されている。

このような状況を踏まえ、新任及び再任ともに、次の国の考え方や他政令指定都市との均衡を図ることなどから、年齢要件の緩和を検討する必要がある。

○国の考え方

(抜粋)将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。 (平成22年10月7日雇児発1007第2号社援発1007第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」)

〔対策〕

○欠員地区及び推薦が難しい地区については、推薦準備会(地区世話人会)設置に際して、委員区分の様々な団体から構成メンバーを選出する。

町内会・自治会等への周知及び「川崎市民生委員児童委員推薦事務の手引き」の改定

○PTA協議会等に具体的な働きかけを行う。

市PTA協議会での周知、協力依頼

各区PTA協議会での周知、協力依頼

欠員地区及び推薦が難しい地区におけるPTA協議会での周知、協力依頼 市退職者への周知、協力依頼

○地区担当民生委員児童委員の年齢要件は現在の年齢要件を基準とするものの地域事情等を考慮しやむを得ない場合に限り、例外規定により緩和する。

「川崎市民生委員推薦会運営細則」の一部改正

新任 原則 6 6 歳未満 ただし、地域の実情により 7 2 歳未満 ⇒原則 7 2 歳未満 ただし、地域の実情により 7 5 歳未満

再任 75歳未満

⇒原則75歳未満 ただし、地区民生委員児童委員協議会から要請がある場合には、 77歳未満の者を選出することができる。

この場合、あらかじめ、一斉改選時に 75 歳以上となる民生委員児童委員の状況について、 行政から町内会・自治会に情報提供を行う。地区世話人会においては前任者の意向を確認したうえで、地区民生委員児童委員協議会の要請を尊重するものとする。

Ⅲ 平成28年度一斉改選に向けたスケジュール

			- 4-												
		12月	平成 2 1月	7年度 2月	3月	4月	5月	6月	7月	平成2	28年度	10月	11月	12月	1月以降
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		•													
あり方検討委員会		(第6回)													
			•												
一斉改選			: 方針確定												
推薦関係者会議		・推薦ス	スケジュール	決定											
					•					•	•				
市推薦会(予定)					(第4回) 4月1日 委嘱				(第1回)	(第2回)	(第3回) ● (第4回)				
					X//A						(3) - (2)				
社会福祉審議会 (予定)									● (第 1 回)	● (第2回)	● (第3回)	● (第4回)			
推薦準備会 (地区世話人会)	・地区世話人会委員 区分の変更		● 要綱改正	·平成:	28年1月改 28年4月1日	E I 委嘱									
	区方の変更		Z MIGNE	者から	通用			!							
年齡要件緩和	・年齢要件の変更		● 運営細則	·平成:	28年1月改 28年4月1日										
			改正	者から	適用										
				È町連役員:	\$	区町連役	員会)							
			(=V == + ==											
	・関係機関に説明				推薦方針に		₩								
				員会の報告	:生委員児童 告について :人会委員区										
					変更につい		J								
担当世帯数の適正化															
									L						
		地区	₹28年1~2 【民児協との		(第2回)	地区民	3年5~6月 児協との対		3回)						
	•欠員対策	地区	□者(予定) ☑民児協三(፱福祉局地均			地区民	(予定) 児協三役 祉局地域福	かに毎							
	•火貝刈束		区地域保健社			各区地区社协	域保健福祉	課							
		地区 町内	区社協 可会			地区社 町内会	協								
					/		I	i							
														<u> </u>	
民生委員児童委員活動 への協力体制について			民生委員児童委員活動に限定した協力ではなく、地域包括ケアシステム の推進を見据えた地域福祉の推進員として導入の検討												
へのかりを明ら りいて					Off	主進を兄っ	枯入/こ型	楽価征0	り推進員で	こして等ノ	への検討				
					N									<u> </u>	
				市社協	<u></u> ⊬est		地	区世話人会	会等で活用						
				117年1997	IFHZ)	•									
活動負担の軽減について	・マニュアル作成	行政作	成			● マニュアル 配布	7	地区民児協	協へ周知						
			/	民児協	作成										
					<u> </u>										_
						±r.I+	足出去与	日本チ	ᆸᅲᄼ						地区民児協
THE & 1 - 2						中堅	民生委員	児童委	員研修会 員研修会					委嘱状 伝達式	新任 研修会
研修の充実・強化	・研修の実施			充実・	強化		児童委員 委員研修							委伝 新委任 委修 研修	坚 役所
									•会計研修	多会			J	X 451 1/4	区役所 主催の 新任 研修会
	・PRリーフレット作成				•納品		町内会回	覧							
広報、PRの強化	DD434 144						41-	H-+0.1=	=#5						
	・PRポスター作成						•納品	広報掲	小似						

IV 資料編

民生委員児童委員、主任児童委員について

1 民生委員とは

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を 行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力する、地域福祉推進の担い手である。

民生委員は児童委員を兼ねており、民生委員児童委員には区域を担当する民生委員児童委員と、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員に分けられる。

民生委員児童委員は、高齢者・障害者・生活保護世帯・児童・母子世帯など要援護者の生活実態把握、相談支援を行い、必要に応じて関係行政機関等へのパイプ役を務めたり、各種地域事業への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。

2 設置の根拠

民生委員	民生委員法第5条第1項	民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する。
児童委員	児童福祉法第16条第2項	民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
主任児童委員	児童福祉法第16条第3項	厚生労働大臣は、児童委員のうちから主任児童委員を指名する。

3 身分・・・非常勤の特別職の地方公務員(地方公務員法第3条第3項第2号 ※行政実例)

4 給与・・・無報酬(民生委員法第10条により、民生委員に給与は支給されない。)

5 任期・・・3年(再任可)

3年に一度、一斉改選 前回改選は平成25年12月1日

現職の任期は平成28年11月30日まで

6 推薦~委嘱の流れ

地区世話人会

(委員7人~12人 主に町内会・自治会に依頼)

↓ 推薦

川崎市民生委員推薦区会

(委員7人)

↓ 推薦

川崎市民生委員推薦会

(委員14人 民生委員法に基づく設置)

↓ 推薦

川崎市長

↓ 推薦

厚生労働大臣

⇒ 民生委員児童委員、主任児童委員(指名)

委嘱

7 資格要件

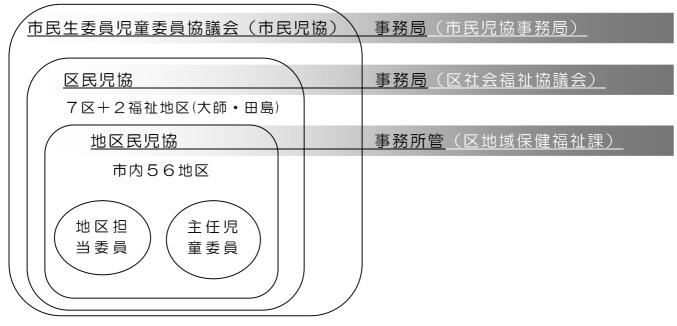
当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、 かつ、社会福祉の増進に熱意ある者。(民生委員法第6条)

《年齢要件:本市における新任推薦時の要件》

○民生委員児童委員:原則66歳未満 ただし、地域の実情により72歳未満

○主任児童委員:原則55歳未満 ただし、地域の実情により58歳未満

民生委員児童委員協議会の組織



〇市民生委員児童委員協議会の事業内容

- 1 組織の運営
- 2 部会・委員会活動の推進
- 3 研修事業の実施
- 4 顕彰、互助事業の実施
- 5 大会の開催及び広報・啓発事業の推進
- 6 自主研修の充実及び実践活動の推進
- 7 福祉基金の運営
- 8 全国・関東ブロック関係大会・研修会等への参加協力
- 9 関係機関・団体との連携及び関係事業等への参加協力

① 組織について

民生委員協議会(各地区)→民生委員法によって定められた組織市民生委員児童委員協議会→民生委員協議会が集まった任意団体 <市民生委員児童委員協議会組織> 会長 1名、副会長 3名、常任理事 6名

(区民児協会長+主任児童委員代表の中から互選で選出)

理事 47名…その他各地区民生委員協議会会長

② 研修の実施

新任・中堅・地区三役、児童委員、主任児童委員研修など役割別、課題別に実施

③ 実践活動の推進

小地域における見守りネットワーク活動の推進強化 災害時要援護者支援活動の推進 各地区民協においては、独居老人会食会、福祉バザー、子育てサロンなど自主的に展開

- ○区民児協 会議等の実施 年数回~毎月
- ○地区民児協 定例会 (毎月) 又は合同民児協 (年数回) 等の開催

民生委員児童委員の配置状況

	平成19年12月	平成22年12月	平成25年12月	平成27年4月
地区民児協の設置数	55	55	56	56
定数	1,558	1,584	1,598	1,682
地区担当	1,447	1,473	1,486	1,570
主任児童委員	111	111	112	112
現員数	1,517	1,499	1,476	1,523
地区担当	1,414	1,395	1,370	1,411
主任児童委員	103	104	106	112
欠員数	41	85	122	159
地区担当	33	78	116	159
主任児童委員	8	7	6	0
充足率	97.4%	94.6%	92.4%	90.5%
地区担当	97.7%	94.7%	92.2%	89.9%
主任児童委員	92.8%	93.7%	94.6%	100%
平均年齢	一歳	62. 2歳	63. 4歳	64. 5歳
地区担当	一歳	63. 1歳	64歳	65. 5歳
主任児童委員	一歳	50. 5歳	51歳	52. 9歳

[※]平成19年12月は、平均年齢のデータがないため「一」表示

民生委員児童委員の活動状況

	平成22年度	平成25年度	平成26年度	全国平均 (平成25年度)
活動件数	181, 136件	229, 351件	252, 556件	32, 913, 126件
(民生委員児童委員一人当たり)	(120. 8件)	(155. 4件)	(165. 5件)	(143件)
相談•支援件数	24, 488件	25, 833件	24, 006件	6, 714, 349件
調査·実態把握	10, 949件	11, 630件	40, 615件	5, 045, 794件
行事・事業・会議への参加協力	46, 705件	59, 284件	54, 986件	6, 083, 672件
地域福祉活動·自主活動	60, 880件	80, 653件	83, 202件	8, 612, 930件
民児協運営・研修	36, 400件	49, 578件	47, 420件	5, 900, 701件
証明事務	1, 376件	1, 864件	1, 904件	470, 494件
要保護児童の発見の通告・仲介	338件	509件	423件	85, 186件
訪問回数	102, 744回	112, 666回	137, 239回	37, 173, 214回
(民生委員児童委員一人当たり)	(68. 5回)	(76. 3回)	(89. 9回)	(161. 6回)
連絡調整回数	107, 033回	142, 446回	141, 130回	16, 471, 894回
(民生委員児童委員一人当たり)	(71. 4回)	(96. 5回)	(92. 5回)	(71. 6回)
活動日数	165, 009日	213, 111日	216, 944日	30, 063, 974日
(民生委員児童委員一人当たり)	(110.1日)	(144. 4日)	(142. 2日)	(130. 7日)

[※]件数等は、地区担当委員児童委員と主任児童委員の合計

[※]一人当たりの試算は、各年度の現員数で除したもの

[※]平成26年度は12月の現員数1,526人で算出 ※全国平均は、25年度末民生委員現在数230,060人で算出

56地区民児協別民生委員児童委員の欠員数の推移

		I	I		—————————————————————————————————————		
No	管区名	地区民協名	_ , ,		欠員数	I	1
				平成25年12月1日			
	川崎区(区役所)	中央第1	2	3	2	2	2
	川崎区(区役所)		1	1	0	1	1
3	川崎区(区役所)	渡田	0	0	0	0	0
4	川崎区(区役所)	大島	1	4	0	0	0
	川崎区(大師)	大師第1	1	0	0	0	C
6	川崎区(大師)	大師第2	0	0	0	0	
	川崎区(大師)	大師第3	0	1	1	2	
	川崎区(大師)	大師第4	0	1	0	0	
	川崎区(田島)	田島	2	3	4	4	5
	川崎区(田島)	小田	0	0	0	0	Ö
	幸区	南河原	0	4	4	4	
	<u> </u>	御幸東第1	1	3	1	1	1
$\overline{}$			2	1	0	0	0
	<u>幸区</u>	御幸東第2			1		
	幸区	御幸西第1	3	3		2	
	幸区	御幸西第2	0	0	0	0	
	幸区	日吉第1	1	0	0	0	0
	幸区	日吉第2	2	1	1	1	1
	幸区	日吉第3	2	2	0	0	
	中原区	住吉第1	1	1	0	0	1
	中原区	住吉第2	0	1	1	1	1
	中原区	玉川	1	1	1	1	1
	中原区	丸子	0	0	0	0	
23	中原区	小杉第1	1	1	1	1	2
24	中原区	小杉第2	1	0	0	0	C
	中原区	大戸第1	0	0	0	0	C
	中原区	大戸第2	0	1	1	1	1
	中原区	大戸第3	0	0	0	0	C
	<u>- </u>	高津第1	1	1	0	0	
	<u>高津区</u> 高津区	高津第2	5	10	5	5	
	高津区	高津第3	1	2	1	1	1
	高津区	高津第4	3	3	0	0	
	高津区	橘第1	0	0	2	2	
	高津区	橘第2	0	0	0	0	
	高津区	橘第3	1	2	0	0	
	宮前区	宮前第1	0	1	0	0	
	宮前区	宮前第2	0	0	0	0	
	宮前区	宮前第3	0	0	0	0	
	宮前区	宮前第4	2	0	0	0	C
	宮前区	宮前第5	0	2	1		
	宮前区	宮前第6	0	2	3	2	2
41	宮前区	向丘第1	6	5	5	5	4
	宮前区	向丘第2	6	2	0	0	
	多摩区	稲田東	3	3	1	1	
	多摩区	登戸	2	1	0	0	
	多摩区	堂 , 菅第1	0	0	0	0	
	多摩区	音第2	1	0	0	0	
	多摩区	稲田中野島	1	0	0	0	
	多摩区	生田東	0	5	4	4	
	多摩区 多摩区	生田中央	3	3	2	3	
	多摩区 多摩区	生田第2	1	0	0	0	
							0
	麻生区	麻生東第1	1	1	0	0	10
	麻生区	麻生東第2	9	13	9	10	
	麻生区	麻生東第3	2	4	3	3	
	麻生区	柿生第1	13	16	14	13	
	麻生区	柿生第2	1	10	4	4	4
56	麻生区	柿生第3	1	4	2	2	
]	区合		85	122	74	77	82
	市域での					82	
	市合		85	122	74	159	164
	定数	t	1,584	1,598	1,600	1,682	
	充足		94.6%	92.4%	95.4%		

民生委員児童委員欠員地区調査結果について

【対象地区】

9管区の平成26年9月1日付け欠員地区-79地区

【実施時期】

平成26年8月6日~8月29日

【欠員期間】

欠員期間	地区数
平成25年一斉改選後から	8
平成25年一斉改選から	3 8
平成22年一斉改選後から	3
平成22年一斉改選から	1 6
平成19年一斉改選後から	1
平成19年一斉改選から	2
それ以前から	1 1

【原因】

	原因	地区数
1	地域に年齢要件に合致する人材がいない	1 4
2	地域で民生委員の必要性が認識されていない	1
3	町内会加入率が低く、人材が把握できない	3
4	候補者に依頼しても断られてしまう	7
1	地域に年齢要件に合致する人材がいない	1
2	地域で民生委員の必要性が認識されていない	1
1	地域に年齢要件に合致する人材がいない	8
4	候補者に依頼しても断られてしまう	8
2	地域で民生委員の必要性が認識されていない	2 3
4	候補者に依頼しても断られてしまう	2 3
5	その他	2 2

【対応状況】

	対 応 状 況	地区数
1	定期的に町会長に依頼している	6 0
2	一斉改選時に依頼している	8
3	対応が困難な状況である	8
4	定期的に町会長に依頼している 対応が困難な状況である	1
5	その他	2

民生委員児童委員の皆様へ

活動記録表のエクセルデータの提供について

提供に至る経過

平成26年第4回市議会定例会におきまして、「活動記録の入力について、システムを利用するか否かは民生委員・児童委員に判断していただくこととし、パソコンの普及状況、パソコンを利用する高齢者の増加を鑑み、川崎独自のシステム化を検討すること(要旨)」を受けまして、川崎市民生委員児童委員協議会の御意見等を伺いながら、パソコンを活用する手法などを検討し、民生委員児童委員の皆様の負担軽減に取り組むことといたしました。

なお、日々の活動を分類する選択肢が多いこ

エクセルシートの構成

①記入例 活動記録用紙 ※入力することはできません。

②記入例 活動件数 集計報告 ※入力することはできません。

③入力用 活動記録用紙

「① 記入例 活動記録用紙」を見ながら入力してください。

④入力用 活動件数 集計報告

「②記入例 活動件数 集計報告」を見ながら入力してください。

⑤印刷用 活動記録用紙

用紙のサイズは:A3

方向は:横

の設定となっています。A4で印刷される場合は変更してください。

⑥印刷用 活動件数 集計報告

用紙のサイズは:A4

方向は:縦

の設定となっています。地区民児協に提出される場合には、印刷後、点線でお切りください。

ご注意ください

あくまでも民生委員児童委員個々人が使用するものであり、決して使用を強いるものではなく、「使う・ 使わないは民生委員児童委員個人に お任せする」ものです。

⇒行政が取り組む民生委員児童委 員活動の負担軽減の一部分です。

エクセルシートの目次:

①記入例	活動記録月	月紙	
②記入例	活動件数	集計報告	2
③入力用	活動記録月	月紙	3
④入力用	活動件数	集計報告	2
⑤印刷用	活動記録月	月紙	5
6印刷用	活動件数	集計報告	6

エクセルシートの提供方法について

⇒利用希望される方は、メールで

- 件名「活動記録表利用希望」
- ・本文「お名前、地区民児協名」

を明記していただきまして、健康福祉局地域福祉課に送信してください。

⇒地域福祉課から、希望される方にエクセル シートを返信いたします。 健康福祉局地域福祉課メールアドレス

40tihuku@city.kawasaki.jp

横須賀市社会福祉協議会視察報告

平成27年3月30日(月)14時横須賀市社会福祉協議会 第2会議室

社会福祉推進委員制度について

【横須賀市社会福祉推進委員制度のあゆみ】

昭和23年7月に民生委員法が施行されたことにともない、戦後の混乱期における住民の生活の安定を図るため、民生委員児童委員を補佐し、その活動に協力する役割を担う者として、同年9月に当時の横須賀市社会事業協会が全国に先駆けて「社会事業協力員制度」を創設した。

昭和26年に横須賀市社会福祉協議会(市社協)が設立されたことから、この制度が市社協に移管され「社会事業協力員」から「社会福祉協力員」に改称された。

平成5年の制度改正で「社会福祉推進員」に改称され、民生委員児童委員の指示に基づいて動く「補助者」から民生委員児童委員と対等な立場でその活動に協力する「よき協力者」という位置づけになり、「地区社協の会員となり、その活動に協力する」ことになった。

平成16年には、名称も「社会福祉推進委員」に改称され、民生委員児童委員のよき協力者でありながら、地域住民にとって最も身近な存在といえる町内会・自治会に理解され、身近な地域や地区社協において主体的に地域福祉活動に取り組むことができるよう目指したものとなっている。

【社会福祉推進委員制度の目的】

社会福祉推進委員は、横須賀市において「地域福祉の推進」に貢献できるよう、住民が 身近な地域において、共に生き、支えあい、それぞれが自立した生活を送ることができる 地域づくりを推進していくことを目的としている。

【質疑応答】

1 候補者の推薦における町内会・自治会への実際の依頼の手法について

- 一斉改選の前年度に次のとおり、関係者へ説明・協力依頼を行う。
- (1) 地区社協 地区社協部会において、18地区社協会長
- (2) 町内会・自治会 市連合町内会の定例会議において、26地区連合町内会長 ※地区連合町内会・自治会未加入の町内会・自治会には郵送で案内
- (3) 民生委員児童委員 市民生委員児童委員協議会常任理事会において、18地区民児協会長
- (4) 社会福祉推進委員(現任者) 社会福祉推進委員研修会において、18地区、1,993人

2 資格・要件について

候補者は次の要件を満たしていることが必要である。

《住所》推薦する町内会・自治会の地域に住所があり、その町内会・自治会の会員であること。

《年齢》満20歳以上満75歳未満の方

3 委嘱について

地域福祉の推進のためには、町内会・自治会、民生委員、地区社協の三者の相互理解と協力関係が必要不可欠である。このため、社会福祉推進委員の推薦に当たっては、「地区社協会長が(市社協会長へ)推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者」としている。

また、委嘱書及び関係資料は町内会・自治会長へ送付し、町内会・自治会を通じて社 会福祉推進委員へ渡している。

4 職務・活動内容について

昭和23年の制度創設以降、長い年月の間に各地域において定着してきた活動やその活動への取り組み方をはじめ、民生委員児童委員や町内会・自治会との協力関係、地区社協における位置づけ等は、地域ごとに様々な形態が取られており、一様に具体的な活動内容を明文化することは困難だが、大枠は以下のとおりである。

(1) 身近な地域での活動

ア 民生委員児童委員への活動の協力

社会福祉推進委員の基本的な役割のひとつとして、民生委員児童委員活動への協力があるが、その中で最も大切な活動は、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守りといった活動で、対象となる世帯の異変や福祉ニーズなどの情報をいち早く担当区域の民生委員に伝えることである。

《見守りが必要な世帯について気をつけてほしいこと》 □郵便ポストに新聞や郵便物がたまっていないか □雨戸の開け閉めがなされているか □夜に部屋の電気が点灯されているか、長時間つけたままになっていないか □散歩や買い物など外出する姿を見なくなった、地域行事に参加しなくなったなどがあるか □歩き方や身だしなみなどの様子に変化はないか □本人や家族から日常生活上の困りごとなどの訴えはないか

イ 町内会・自治会の活動への参画・協力 地元の町内会・自治会の状況や考え方に合わせて活動していくことが大切である。 敬老会、祭礼、運動会、パトロールなどの町内行事や活動に全面的に参加・協力している地域もあるが、特に要請がなく、町内での活動はしていないという地域もある。町内会・自治会から協力の要請がない場合は、「民生委員児童委員への活動の協力」に専念している。特にオートロックのマンション等、地域や住民の様子を把握しにくい民生委員児童委員には、社会福祉推進委員から積極的な情報提供をお願いしている。

(2) 地区社協での活動

地区社協の構成員として、その活動に参画し、主体的に地区社協活動に取り組んでいくことが求められている。

主な活動としては、ひとり暮らし高齢者などへお弁当をお届けするとともに安否確認を行う「ふれあいお弁当の配食」、高齢者や障害者等の「ふれあいサロン活動」、赤い羽根共同募金での「個別募金活動」などがあげられる。

なお、社会福祉推進委員が地区社協の高齢者福祉部会などの専門部会に所属し、中 心的な役割を担っている地区社協もある。

5 待遇について

社会福祉推進委員の活動にかかる経費の一部を、市社協で助成している。

地域関係者との電話などによる通信費、資料などのコピー・印刷代、交通費などに充ていただくため、地区定数に応じて、地区社協に交付し、地区社協から、1人あたり年額5,400円を支給している。欠員分等の不要額は、年度末に精算、戻入を行う。

6 研修について

- (1) 新任社会福祉推進委員研修会
 - ア 通常年度(年1回 11月頃)

平日の午前・午後・夜間・土曜日の午前の4回に分けて、同内容の研修を開催し、都合のつく時間帯に参加できる。

- イ 一斉改選年度(年2回 6・11月) 通常年度と同内容で開催している。
- (2) 民生委員児童委員との合同研修会(年1回 午前・午後の2回に分けて開催) 市社協と市民児協の共催。両者に共通したテーマで開催(昨年は共募)

7 行政との関わりについて

行政から、社会福祉推進委員に依頼される業務はない。

8 地域住民の認知度、PR について

地域にもよるが、市社協では、認知度はやや低めであるものと認識しており、地域関係者からは積極的な PR を求められる。

具体的には、市の「広報よこすか」での特集や、市社協発行の「社協だより」にも掲載しているが、個々の町内会・自治会に更なる理解・周知が必要と考えている。

9 個人情報の取り扱いについて

行政や市社協から社会福祉推進委員へ個人情報を提供することはないが、見守り活動において、民生委員児童委員が要支援者本人の同意を得て、見守りに必要な情報を提供することはある。

社会福祉推進委員要綱では次のとおり規定している。

「推進委員は、その活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、推進委員を退いた後も同様とします。」

10 地域福祉計画、地域福祉活動計画への位置づけについて

特別な位置づけや、新たな役割は設けていない。社会福祉推進委員は、その活動において、民生委員児童委員や町内会・自治会、地区社協と連携することにおいて、地域福祉の推進に寄与しているものと考えている。

11 地域包括ケアシステムでの位置づけについて

具体的な位置づけはまだ整理されていない。民生委員児童委員を中心とした社会福祉 推進委員による見守りネットワークを充実させていくことが、地域包括ケアシステムの 中でひとつの効果的な役割を果たすことになると考えられる。

【以下、一問一答】

① 社会福祉推進員制度に対する行政のか	民生委員児童委員の欠員地区へのサポートが期待で
かわり方・行政からの期待は?	きる。一斉改選時に 578 名中 22 名の欠員、現在は 10
【回答:横須賀市福祉総務課】	名欠員だが、民生委員児童委員活動への負担感が強く、
	民生委員児童委員1名につき2~3名の社会福祉推進員
	の設置は、民生委員児童委員への協力体制として効果的
	である。
② 町内会未加入エリアからの社会福祉推	366 町会中、4 町会が町会未加入だが、自主運営でき
進員の推薦方法は?	ている組織であり、1つはマンションで1つの自治会を
	設置している。
	このマンションのエリアは民生委員児童委員の担当
	地区の一部なので実務上の問題はない。
	社会福祉推進員の周知・募集は、案内文をつくり、郵
	送で行った。
	社会福祉推進員は町内会の広報誌も配っているため、
	町内会の加入・未加入を問わずに地域住民との接点がで
	きている。
③ 社会福祉推進員から民生委員児童委員	統計はないが、多くの社会福祉推進員が民生委員児童
になる流れは?	委員になっている。有力なパイプである。(兼務は不可)
④ トラブル事例は?	社会福祉推進員制度としてのトラブルは例がない。
	(属人的なもののみ)
⑤ 社会福祉推進員を社協の正規会員と位	平成5年に社協の定款変更を行い、組織改革を開始し
置づけることの効果は?	た。すべての活動は民生委員児童委員のイニシアチブに
	より、牽引されてきたが、社会福祉推進員を構成員にし
	たことで、民生委員児童委員は顧問的な立場にシフトし
	てきている。
	社協内の部会長に社会福祉推進員、副部会長に民生委
	員児童委員に就任いただいた。
	平成5年の改正から20年を要したが、現在、地区社
	協のサロン活動は、社会福祉推進員が実施主体、民生委
	員児童委員は本来の活動(個別支援・相談)に専念でき
	るようになった。
⑥ 募金活動について	地区によってさまざまだが、基本的に募金活動は町会
	(班長・組長)が実施している。5月の日赤に始まり、
	共同募金、年末助け合いと年間3回の募金は厳しいので
	1回に改善している。
⑦ 社会福祉推進員は、任意団体として組	地区社協ごとに会長を選出し組織化はされているが、
織化しているか?	各地区社協内の「顔が見える関係づくり」を目的として
	地区内で定期的に連絡会を開催するように働きかけた。
	年間3回~4回開催している。(会費も設けている)

⑧ 社会福祉推進員制度の運営財源は?	共同募金で拠出している。市からの補助金等は受けて
	いない。
⑨ 社会福祉推進員を社協会員として管理	地区社協として名簿化し管理している。地区社協会長
する手法は?(台帳化等)	推薦、市社協会長委嘱である。
⑩ 社会福祉推進員の表彰制度・顕彰方法	社会福祉大会において表彰を行っている。(10年表
は?	彰・20 年表彰等)
⑪ 社会福祉推進員の運動量・負担感(民	統計数字からもわかるように、民生委員児童委員は週
生委員児童委員と比較して)?	に3日~4日活動している。社会福祉推進員は週に1日
【回答:横須賀市福祉総務課】	程度である。民生委員児童委員の運動量が圧倒的に多
	۷۰°
⑫ 社会福祉推進員の属性は?	63~64歳の子育てを終えた主婦層が多い。
	町内会活動で知り合った人を推薦しているのが実情
	である

あり方検討委員会(第1回~第5回)の議事要旨

第1回

開催日時	平成 26 年 7 月 29 日 (火) 午前 10 時から 11 時 30 分
開催場所	第 3 庁舎 15 階第 2 会議室
次第	1 委嘱状交付式
	2 議事
	(1)委員長、副委員長の選出について
	(2) 川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会の設置について
	(3) これまでの取組み及び今後の予定について
	(4) その他

発言者	発言要旨
事務局	(資料の説明)
	1 あり方検討会の設立経過、概要
	昨年度一斉改選時、充足率政令指定都市最下位。庁内、社協、民児協で民生委員
	児童委員の検討をすることとなった。
	2 検討内容について
	①活動負担の軽減②推薦制度、推薦基準の見直し③活動費の支給方法
	④定数条例化⑤候補者、支援者・理解者拡大の地域づくり
	本委員会は、民生委員児童委員を推薦していただいている団体、民生委員児童委員
	と協力して活動を行っている関係団体に集まっていただき、課題を共有していきた
	い。その上でご意見をいただいていきたい。
	(資料の説明)
	1 これまでの取組み
	過去に庁内で実施した民生委員児童委員に対する依頼事項の調査結果。
	2 広報リーフレットの作成、市政だよりでの特集記事
	3 庁内検討委員会について
	4 市民児協課題検討委員会について
	5 市社協民生委員事業検討委員会について
	6 あり方検討委員会の今後のスケジュール
委員	民生委員児童委員としての基本活動と、そうではない依頼事項を洗い出す必要があ
	る。基本活動以外をどれだけ精査できるかが重要。活動費の支給方法は、この委員
	会で検討すべき内容ではない。
委員	民児協、社協、町会のコミュニケーションが重要。
	丸子地区の福祉協力員制度は、手当等は無く、対象者リストを渡し、月2回の見回
	り活動だけを依頼している。将来の民生委員児童委員候補にもなる。
委員	昔は女性の民生委員児童委員は少なく、会社勤めの男性が多かったので、定例民児

	協の際は、雇用主へ理解を求める文書を市が出していた。今は働く女性の民生委員
	児童委員も増えているので、活動しやすくなるよう行政からの配慮がほしい。
委員	民生委員児童委員の活動は大変だと(対外的に)言わない方がいい。そんなことは
	ない。あくまで相談員であり、うまく関係機関とつなぐまで。
委員	人口も増えてきており、相談件数も多くなり活動日数も増えている。実際にはさま
	ざまな相談があり、(救急車に同乗し、自腹で帰宅するなど) 断れないケースも多い。
	必ずやるべき仕事とそうでない仕事の精査が必要。
委員	行政、社協、民児協のそれぞれの検討会とあり方委員会の繋がりを詳しく聞きたい。
事務局	あり方検討委員会には、検討と報告と両方ある。情報共有の場でもある。
委員	平成25年度に行った、窓口を地域福祉課に一本化した効果はどうなったのか。
事務局	研修会やセミナーの案内等は地域福祉課で受付し、動員なのか、情報提供なのか精
	査して提供した。
委員	委員会の目的は「欠員の解消」であることを明確にすべき。課題には優先順位をつ
	けるなどした方が良い。民生委員児童委員の精神的な負担は、昔とは違い、地域の
	状況が見えないことだと言われている。相談件数がうなぎのぼりなわけではない。
	こども関係の行事などで民生委員児童委員の候補を見つけるなど、人材発掘の場所
	を見つける。
	民生委員児童委員の活動は大変だという風評もある。欠員がでる=大変だから、と
	いう風評がマスコミによっても流される。
	町会だけで人材を発掘することは難しくなっている。二期目に繋がる工夫をする。
	民生委員児童委員の定例会は、報告だけでなく相談の場にできるようにする。
	このあり方委員会も幅広く意見を求めたい。
委員	地区民児協の定例会を毎月開いていない地区がある。定例会は、民生委員児童委員
	同士や行政に相談できる場でもある。きちんと開催し相談できれば民生委員児童委
	員自体も続いていくはず。開催状況を把握することが重要である。

第2回

開催日時	平成 26 年 11 月 10 日 (月) 午後 3 時 30 分から 5 時 00 分
開催場所	高津区役所 5 階第 2 会議室
議事	1 委員会報告
	・川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会
	・川崎市民生委員児童委員課題検討委員会
	川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会
	2 年齢要件について
	3 地区世話人会のあり方について
	4 今後の予定について
	5 その他

藏争安 百	
発言者	発言要旨
事務局	川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会の開催状況について
	民生委員児童委員定数条例化についての現状報告。
	行政から民生委員児童委員に対する依頼事項の調査結果報告。
	欠員地区の状況調査結果報告。
委員	行政からの依頼事項のうち、民生委員児童委員の絶対に行うべき活動なのか、単
	なる行政からの依頼事項なのか分類するとよい。
事務局	まずは全体を把握し、今後更に精度を高めた調査を行い、分析していきたい。
事務局	次に、川崎市民生委員児童委員課題検討委員会の開催状況について報告する。現
	在は、活動費の支給方法、負担感の強い活動について、調査を行っている。
委員	昔は証明事務が多かったが、今は少ないのでは。
委員	今は証明ではなく、状況確認報告書と言っているが、児童扶養手当のための証明
	など、件数は少ないが、まったく知らない人について証明する心理的負担が大き
	い。行政・社協・民児協それぞれで研修は行っているが、それでもさまざまな活
	動があり、新任は戸惑う。
委員	特に行政主体の研修で、新人民生委員児童委員にしっかり周知すべきである。
事務局	次に、川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会の開催状況につい
	て報告する。現在、区社協ごとに、民生委員児童委員や町会との関わりについて
	調査を行っている。また、他政令指定都市社協の民生委員児童委員との関わり方
	についても調査を行っている。次回の本委員会において結果を報告する。
事務局	議事2「年齢要件」について、国の考え方に基づいて定めている。新任の年齢要
	件で、政令指定都市の中で最も多いのは75歳未満を対象としているところで、
	20市中13市。充足率1~7位の市は75歳まで対象としている。
委員	7.5歳未満を対象としている市が多い。川崎市も新任や主任児童委員の対象年齢
	を引き上げてもよいのでは。
委員	主任児童委員は女性や働いている人が多い実態だ。年齢要件を引き上げて、仕事
	をしていない人を対象とするのも良い可能性もある。

委員	主任児童委員は、時間的余裕があり、経験が豊富な人がふさわしい。年齢要件を
	上げても良いのでは。今の60代は元気な人が多い。
委員	主任児童委員は、スクールソーシャルワーカーとの連携も多いのでは。
委員	学校、区役所、児童相談所等、多くの関係機関との連携調整が多い。年齢と言う
	よりも、経験値から対応していただいてる部分が大きいのでは。
委員	岡山市は新任で77歳未満まで対象としている。充足率も高い。川崎市の年齢要
	件が適正かどうか検討していく必要がある。
委員	地域包括ケアシステムを構築する中で、高齢者はケアを受けるだけでなく、ケア
	をする側になることも期待されている。年齢要件を決めるのは難しいが、実状に
	応じて行政側も柔軟に対応していくことが必要であると考える。
委員	最近は65歳まで元気で働いている人も多く、地域には目を向けていない場合が
	ある。66歳以下で民生委員児童委員を見つけるのが難しくなってきているので
	は。最低でも65歳以上を対象にするべきでは。
委員	国は年齢要件を撤廃するという動きもある。ただ、上限を定めていないと、辞め
	るタイミングが不明になり、推薦会が困惑する可能性があるため、目安として残
	しているもの。弾力的な運用を可能としている。個人差はあるが75歳程度まで
	引き上げても良いかもしれない。主任児童委員も、「若い人が望ましい」程度で、
	年齢要件は引き上げることも検討を進めても良いように思う。
委員	年齢要件は引き上げていく方向で調整を進めていただきたい。
事務局	議事3「地区世話人会(推薦準備会)のあり方」について、川崎市の場合は、世
	話人会の構成員に民生委員児童委員は入っていないが、他政令指定都市の多くは
	入っている。民生委員児童委員自身が入っていないと、どのような活動内容かわ
	からない、また委嘱後も、町会に対して民生委員児童委員の活動が伝わらない、
	等の意見も出ている。町会も地域の人材発掘が難しくなっている、との状況もあ
	る。
委員	推薦準備会に民生委員児童委員が入っていないと、活動内容や状況がわからな
	い。時間的余裕、健康状態、地域の把握状況等、適格要件を判断するのも難しい。
	世話人会開催も難しくなってきているので、委員区分や「地区世話人会の委員の
	皆様方へ」に書いてある適格要件も見直してはどうか。
委員	町会だけで民生委員児童委員を選ぶのは難しくなってきている。一斉改選時は昔
	のように行政が入るべき。欠員地区分を他の民生委員児童委員がカバーしても、
	活動費が倍になるわけではない。その状態が長く続けばなり手もいなくなる。欠
	員を解消することは至急の課題。
委員	地域の人材の把握は、町会だけでは難しい部分もある。民生委員児童委員自身と
	地区社協がよくわかっている。推薦準備会に民生委員児童委員自身を入れるべ
太 吕	き。
委員	今回の推薦準備会の状況について、他政令指定都市を調査したのは初めて。推薦
	準備会の範囲を見直すのも一つ。民生委員児童委員自身が入れば、意気込みが変したるかましれない。また、約6.20の町会士ぶての推薦準備会に行政が入ること
	わるかもしれない。また、約630の町会すべての推薦準備会に行政が入ること は難しいが56世区民物単位にするなど、いるいるな方法を検討する必要があ
	は難しいが56地区民協単位にするなど、いろいろな方法を検討する必要があ

	る。他政令指定都市についても更に調査を行うべき。
委員	他政令指定都市では社会福祉事業者を入れているところ多い。人材発掘に有効か
	もしれない。構成員を含め、推薦準備会のあり方自体を検討していただきたい。
委員	推薦準備会の前段の人探し部隊が必要。川崎ならではの人材発掘の方法を考える
	べき。人探し部隊づくりと推薦準備会の見直しを同時に。
委員	今後は推薦準備会に民生委員児童委員自身を入れる方向で検討を進めていただ
	きたい。

第3回

開催日時	平成27年1月28日(水)午後2時00分から3時30分
開催場所	第4庁舎4階第5会議室
議事	1 委員会報告
	2 年齢要件について
	3 地区世話人会のあり方について
	4 福祉協力員制度(仮称)について
	5 その他

発言者	発言要旨
委員	制度が変わったり新しい法律ができたりすると民生委員児童委員の役割が増えて
	いく。地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援法の施行により民生委員児童委
	員の役割もますます重要になる。
事務局	川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会の開催状況報告について
	年齢要件の緩和についての検討報告。
	民生委員の定数条例化についての概要報告。
	福祉協力員制度についても、各区から意見をもらった。社協との連携、地域の実情
	に応じた制度化、人材確保の課題、既存のボランティアとの連携等の意見が出た。
事務局	次に、川崎市民生委員児童委員課題検討委員会の開催状況について報告する。各区
	の民児協で意見をとりまとめ、過度な負担となっている事業について検討してい
	る。集金活動、相談訪問活動、役員活動、町会、社協との連携等個別の事案につい
	て検討を行っている。
事務局	次に、川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会の開催状況について
	報告する。民生委員児童委員の推薦時に社協の関わり、民生委員児童委員へ社協活
	動周知用パンフレットの作成、新任民生委員児童委員に対する研修の実施状況、民
	生委員児童委員と地区社協の関わり、賛助会費や共同募金活動の方法等を他政令指
	定都市社協へ電話で調査確認。その他、市内の民生委員児童委員の社協会食会への
	参加状況、賛助会費の徴収方法等を地区別に調査を行った。
委員	活動費、という名称を実費弁償費、等に改めてほしい。年間6万円だが、周りの誤
	解がある。
委員	民生委員児童委員の推薦について、行政または社協のどちらがバックアップしてく
	れるのかはっきりしてほしい。推薦は行政主導だが、その後は社協活動が多い。民
	生委員児童委員の立場をはっきり行政が示すべき。また、地区社協と地区民児協の
	兼ね合いが不明瞭。
委員	民生委員児童委員の仕事は地域の福祉。地区社協との連携は必要。
委員	民生委員児童委員は地域の相談役であるだけ。今は地区民児協や地区社協や様々な
	団体の仕事が増えている。
委員	民生委員児童委員は名誉職であったが今は違う。様々な仕事があるが、地区民児協
	も地区社協も目的は同じく地域の福祉である。

委員	地区社協の活動は、民生委員児童委員が地域を知る上でも一番重要な仕事である。
女貝	民生委員児童委員と地区社協の連携は重要。民生委員児童委員は、住民と行政の橋
	戊土安貞允重安貞と地区性協の建協は重安。戊土安貞允重安貞は、住氏と行政の信 渡し役であるが、理解していない住民も多い。今後、法改正等でも民生委員児童委
	優し伎 (めるが、座牌していない住民も多い。 7 後、伝成正寺 (も氏王安貞允重安 員の役割は増えていくことが課題。
禾 吕	
委員	生活困窮者自立支援法の対象者の把握は困難である。行政が行うべき。
委員 	生活困窮者自立支援法では、民生委員児童委員は日頃の見守り活動の中で、可能な
T. D	限り把握に努める。
委員 	生活困窮者は、経済的な問題だけではない。ごみ屋敷や引きこもりなど様々な問題
	もある。担当の地域でいち早くそのような援助が必要な人を見つけることが大切。
事務局	議事2「年齢要件」について、前回の委員会でいただいた意見をもとに川崎市民生
	委員推薦会運営細則の改正案を作成した。
委員	欠員解消に年齢要件の緩和は必要だが、できれば若い人を選出したい。推薦母体に
	投げかけてほしい。
委員	団塊の世代が多い。若い人は協力員等にしていくべきだろう。
委員	若い人に増えてほしいが現状難しい。年齢要件を引き上げることは仕方がない。
委員	若い人にもお願いするが、健康で意欲的な人などの場合は75歳までなどとするべ
	きだろう。
事務局	議事3「地区世話人会のあり方」について、アンケート調査でも、民生委員児童委
	員を推薦するために効果的と思われることとして、地区民生委員児童委員協議会も
	地区世話人会に参加する、との回答もある。充足率の高い近隣の政令指定都市では、
	推薦準備会の構成員として民生委員児童委員が入っている。川崎市も同様にすべ
	く、川崎市民生委員児童委員候補者推薦地区世話人会設置要綱の改正案を作成し
	た。
委員	地区世話人会の選出区分に婦人会とあるが、今は婦人会とは呼ばないところが多
	い。女性部等に修正したらどうか。
委員	婦人会の表現については、事務局に任せるので調べて適宜修正してほしい。
事務局	民生委員児童委員ではなく、地区民生委員児童委員協議会としたのは、本人の推薦
	時には協議会の他の民生委員児童委員が出席できるようにするもの。
	また、会の構成上必ず出席しなければならないものではない。推薦準備会によって
	判断してほしい。民生委員児童委員の活動がわからない、という声があるため、今
	回民生委員児童委員も構成員とすることとした。
委員	民生委員児童委員協議会、という組織を入れた方がよい。
事務局	議事4「福祉協力員制度(仮称)」について、民生委員児童委員の活動量の多さや
	負担感の高まりから欠員が多く生じている、複雑多様化の地域課題への対応、民生
	委員児童委員への地域理解の不足、人口の増加等課題が多い。協力員は、民生委員
	児童委員の活動負担の軽減、新任のフォロー、次代の候補者の育成等、期待される
	役割も大きい。他政令指定都市で導入しているところもあり、市内でも一部の地域
	で類似の制度を取り入れている。
委員	丸子地区は30名の協力員がいる。民生委員児童委員の活動の協力をしてほしい、
	また次期民生委員児童委員になってもらいたいと思い開始した。地区民児協と地区
	1

	に作成。ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯、日中独居高齢者を対象としている。 訪問するわけではないので、見守りではなく、見回り。何かあった場合には民生委
	員児童委員に連絡してもらう。協力員になった方は地区社協の評議員にも入っても
	らっている。地域福祉の理解を深めてもらう。
 委員	横須賀市は、当初民生委員児童委員協力員という制度であったが、途中で名称を変
	更している。
事務局	本日欠席の副委員長より意見をいただいている。
	目的・位置付けを、「地域で支援の必要な人の発見」、「地域住民の相談の窓口を増
	やすこと」等とする。民生委員児童委員の協力員だけでなく「各地区の福祉の委員」
	と整理すると地域に理解を得られやすい。注意することとして、民生委員児童委員
	が負担に思っている行事参加や集金活動をさせない、民生委員児童委員の仕事は大
	変との風聞されてしまう可能性もある。
委員	本来の民生委員児童委員は、活動をしっかり把握し、協力員と連携すべきである。
	また協力員の位置付けもはっきりさせる。
委員	協力員の職務をはっきり示すことが重要である。
委員	民生委員児童委員の協力員ではなく、地区社協が民生委員児童委員を支援するとよ
	いのでは。地区社協の育成にもつながる。
委員	条例制定すると個人情報等を整理できる。
委員	それぞれの位置付けをはっきり示す必要がある。民生委員児童委員=地区社協役員
	の場合も多い。分担をきちんとすべきだろう。
委員	町内会は地区の仕事を行っているが、加入率は低い。団塊の世代が後期高齢者とな
	る2025年頃は事業が成り立たなくなる可能性もある。町内会には地区社協の会
	員も多い。
委員	福祉協力員制度については、前向きに検討してほしい。
委員	既存のボランティアにも声掛けできるようにするとよい。社協の賛助会費等を集め
ギ.ロ	ることに負担を感じて、持ち出しを行っている民生委員児童委員もいる。
委員	戸別訪問もコミュニケーションの1つ。会費の集金に本来ノルマは無いはず。
委員	民生委員児童委員の保険の適用範囲で、訪問宅内での怪我も対象となるということ
	は、訪問した先の家の仕事の手伝いまでもが民生委員児童委員の活動なのかと思っ
	てしまう。
委員	民生委員児童委員は住民の一員でもある。民生委員児童委員だから家の仕事などは
未 日	受けない、とはいかない。自覚をもって就任するべきだろう。
委員	関わることで地域で本当に支援を必要とする人の発見にもつながる。
事数已	前向きに検討していきたい。
事務局	次回は引き続き福祉協力員制度と、活動負担の軽減について検討していただきた
	\lambda \nabla_o

第4回

開催日時	平成27年5月29日(金)午後2時00分から3時30分
開催場所	第4庁舎4階第7会議室
議事	1 福祉協力員制度について
	2 委員会報告
	・川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会
	・川崎市民生委員児童委員課題検討委員会
	川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会
	3 その他

発言者	発言要旨
事務局	議事1「福祉協力員制度」について
	横須賀市社協の視察報告。
事務局	川崎市での福祉協力員活動について
	現在、市内3地区が行っている。
事務局	他政令指定都市の福祉協力員制度実施状況について
	千葉市、新潟市、神戸市、北九州市が行っている。
	川崎市と地域包括ケアシステム推進に向けて、どのような体制にしたほうがよい
	かご意見いただきたい。
委員	中原区丸子地区福祉協力員の経緯について
	平成22~23年に高齢者の所在不明者が多かった。民生委員児童委員にこれ以
	上負担を掛けないように、また、孤独死や孤立死を防止するため、ひとり暮らし
	高齢者及び高齢者のみ世帯宅に月1~2回見回り活動を行っていただいた。な
	お、無報酬である。
委員	福祉協力員制度は民生委員児童委員の補助という立場ではなく、地域包括ケアシ
	ステムにもあるようにこどもから高齢者を支えていかなければならないので地
	域包括ケアシステムの中で立ち上げてほしい。
委員	福祉協力員制度は民生委員児童委員の仕事量軽減のために導入した。
	町会の互助として位置づければよりよいものになっていく。
委員	福祉協力員の活動についてシステムを作り、連絡を蜜に取れれば良い。
委員	事務局に質問、議題の趣旨は。
事務局	昨年度から福祉協力員導入に向けて意見をきいている。地域包括ケアシステムの
	推進にどのような制度・内容になればよいか方向性をいただきたい。方向性によ
	り社協・民児協と協議し、次回のあり方検討委員会までに検討内容を報告する。
委員	福祉協力員の活動について、大まかなガイドラインが必要。
委員	老人クラブ連合会は1月に1~2回約2000人の高齢者の一人暮らし世帯の
	見回りをしている。
	福祉協力員に対するアプローチ・接客の仕方が難しいのではないか。
	これから地域包括ケアシステムを推進していこうとしている中で包括ケアシス

	テルの中で短礼技力員も出力を入自1、
	テムの中で福祉協力員を出せたら良い。
委員	民生委員児童委員の欠員が出ないようにする、負担を分散するために見直しを作
	るためだけの組織ではなく、地域包括ケアシステム推進ビジョンに繋がるような
	制度・ビジョンが必要。ビジョンの作成を行政と社協で協力して作ってほしい。
事務局	川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会の開催状況について、民生委員児童委員
	マニュアル作成について検討した。また、民生委員の定数に関する条例・規則の
	制定、民生委員児童委員の負担軽減のため、活動記録表のエクセルデータの提供
	を開始したことを報告した。
事務局	川崎市民生委員児童委員課題検討委員会の開催状況について報告する。
	過度な負担となっている事業について検討している。社協との連携、民生委員児
	童委員の推薦等個別の事案について検討を行っている。高津区から課題検討項目
	の意見聴取結果の追加提出があったので次回検討する。
事務局	川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会の開催状況について報
	告する。
	民生委員児童委員が参加している区社協、地区社協、区民児協の会議や活動につ
	いて資料作成し、川崎市民生委員児童委員課題検討委員会にて説明を行った。
	賛助会費や共同募金の集金活動に負担感をもっている民生委員児童委員が多い
	ことから徴収方法等を検討している。
	引き続き区社協地域課長会議の中で検討していく。
委員	共同募金については成り立ち等を理解して協議を行ってほしい。
事務局	次回は「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」報告書(案)に資料をつける。
	案についてご検討いただきたい。
委員	民生委員児童委員活動を補佐する支援体制は、地域包括ケアシステムを入れたほ
	うがよい。
委員	活動負担の軽減についてはどのようなことが書かれるか。
事務局	行政・社協・民児協の三者からの依頼事項を精査したもの。民生委員児童委員の
	活動マニュアルの作成について記載する予定。
 委員	要援護者避難支援制度は町内会が主として行うが、民生委員児童委員が全てやる
	べきことだと不安に思っている方も多いので、マニュアル作成の際にわかりやす
	く作成してほしい。
 事務局	民生委員児童委員にわかりやすく作成するよう努める。
A. 1771 LED	NEW TOO THE SECTION OF THE SECTION O

第5回

開催日時	平成27年8月24日(金)午後2時00分から4時10分
開催場所	第3庁舎15階第1会議室
議事	1 委員会報告
	・川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会
	・川崎市民生委員児童委員課題検討委員会
	川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会
	2 あり方検討委員会報告書(案)について
	重点課題
	・欠員地区民児協との対策会議について
	・年齢要件改正(案)について
	・推薦準備会(地区世話人会)委員区分改正(案)について
	・研修について
	3 その他

発言者	発言要旨
事務局	川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会の開催状況について、報告書(案)、
	マニュアル作成について検討を行った。また、欠員対策として市内56地区
	民児協定例会に伺うことについて報告を行った。
事務局	川崎市民生委員児童委員課題検討委員会の開催状況について報告。
	過度な負担となっている事業について引き続き検討する。
事務局	川崎市社会福祉協議会民生委員児童委員事業検討委員会の開催状況につい
	て、賛助会費や共同募金の集金活動について町内会を中心とした集金活動を
	検討している。また、コミュニティーソーシャルワークのあり方について区
	社協と検討している。
委員	コミュニティーソーシャルワークは地域には話は下りているか。
事務局	検討している段階であり、地域には下りていない。
事務局	報告書(案)について項目ごとに説明。
	① 民生委員児童委員を取り巻く現状
	② 課題と対策
	③ 平成28年度一斉改選に向けたスケジュール
	④ 資料編
委員	再任の年齢要件が75歳未満から77歳未満となっているが、77歳未満に
	した場合にもう1期可能な民生委員児童委員が何人いるか。
事務局	今のところない。参考までに平成25年度の前回一斉改選時には75歳定年
	で56名が退任されている。これから56地区民児協に伺う際に定年(75
	歳)を迎える民生委員児童委員に対して再任の意向を確認する予定。
委員	年齢要件緩和(再任の地区担当委員候補者の推薦にあたっては、77歳未満
	の者を選出すること。ただし、75歳以上の者については、地区民児協にお

	いて承認された場合に限り、地区世話人会での候補者とすることができる。)
	の但し書きの地区民児協に承認を得ることや、地区世話人会の委員区分地区
	民生委員児童委員協議会を加えることは、より公平に推薦できる環境になる
	ので良いと思う。
委員	地区世話人会の委員区分の遺族会は戦没者遺族会のことか。遺族会だけでは
	わからない人もいると思うので、わかりやすいように戦没者遺族会や正式名
	称等に変更したほうが良いのではないか。
事務局	正式名称等確認し、検討します。
委員	年齢要件緩和について、再任を75歳未満にしなかった理由は。
事務局	平成19年度の一斉改選時には充足率97.4%あり、充足率の低下につい
	て想定していなかった。
委員	町内会の加入率は約60~65%。それ以外からの候補者の選出は難しい。
	欠員を解消するには、自治会だけではなく老人クラブや民児協等の協力が必
	要。老人クラブにも民生委員児童委員掛け持ちしている方はいるか。
委員	老人クラブでも民生委員児童委員と掛け持ちで活動している人が多くいる。
委員	地区民児協と地区町連が仲良くなれば、欠員はおのずと解消する。
	地区民児協との対策会議の1回目から地区町連を追加してみるのはどうか。
事務局	本来は1回目から地区町連に出席していただくことが望ましいが、まずは行
	政と民児協との話し合いを行い、必要に応じて地区町連等に参加いただき欠
	員対策を行いたい。
委員	高層マンションだと自治会から選出が難しいのが現状。世帯の年齢層を調べ
	てみるのはどうか。
事務局	各区地域保健福祉課長会議でもマンション対策については議題として挙が
	っている。一例として中原区では NPO 法人の協力を得てマンション管理組合
	に選出してもらう働きかけをしている。
委員	婦人部・PTA協議会の力をかりて、人材発掘するのも必要。町内会の加入
	率を上げることが、候補者選出に向けて効果的である。
委員	民生委員児童委員の選出は推薦母体である町内会(町内会長)の力が大きい。
	前向きな候補者の推薦ができる環境作りが必要。民生委員児童委員自身も後
	任者を考えて活動していくことも必要。
委員	民生委員児童委員の人材発掘には、こども会活動の行事で見つけることが多
	い傾向にあるのでPTA協議会に協力いただくのも1つの方法である。ま
	た、海老名市では元公務員が約半数を占めている。川崎市でも退職者に向け
	て民生委員児童委員の広報等の PR が必要。
事務局	昨年度から教職員の退職者説明会にて PR している。事務職員を対象とした
	PR も検討する。
委員	公務員退職者の中には民生委員児童委員宛てに行政から届く郵便物につい
	て説明等を行う郵便説明のボランティア活動をしている人もいる。
委員	警察官 OB への PR も有効である。
委員	福祉協力員制度を見送った経過が知りたい。

中公口	
事務局	個人情報の取扱い、ボランティアとは別の役職としての活動といった制度上
	等の問題で見送っている。また、地域との情報交換は最近やっていない。
委員	福祉協力員制度について行政のスタンスをはっきりしたほうが良い。
事務局	あくまでお願いする立場である。地域包括ケアシステム推進に向け、効果的
	であると考えている。地域の実情を考慮し、地区社協と地区民児協との話し
	合いの中で、導入に向けて検討していただきたい。
委員	行政が強制的に指示してもうまくいかないことが多い。
委員	活動費支給については引き続き民児協を経由してほしい。活動費が高額にな
	ると定例会や研修の出席率を加味しないと公平ではない。加味すると報酬に
	なり、所得税が発生し法律違反になる。従って、現行以上に増額すべきでは
	ない。
委員	年間6万円だが、さまざまな会費等を支払っている。
委員	報告書のまとめ方にばらつきが見られるので統一した書き方にしたほうが
	良い。活動支援の充実についてはわかりやすくて良い。

「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会を取り巻く環境や構造が変化する中で、多様化する地域福祉課題に取り組む、川崎市民生委員児童委員の活動支援やあり方の検討に資することを目的とし、「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1)民生委員児童委員の業務に関すること。
- (2)推薦に関すること。
- (3)活動費等に関すること。
- (4) 定数条例化に関すること。
- (5)その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1)学識経験者
- (2)団体等職員
- (3)社会福祉事業関係者
- (4)関係行政機関の職員
- (5)その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、欠員による後任委員の任期は、残任の期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数をもって開催することとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 委員長は、専門的な領域を検討するために検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、次の各号に掲げる者で組織する。
- (1)委員会が選任した者
- (2)関係行政機関の職員
- (3)その他部会長が認めた者
- 3 検討部会には、検討部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 4 検討部会は、部会長が招集する。
- 5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を行うため、川崎市、川崎市民生委員児童委員協議会及び川崎市社会福祉協議会の三者からなる事務局を設置する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会委員名

平成26年7月29日~平成28年3月31日

No.	役職	名前 (就任期間)	所属	備考
1	委員長	小野 敏明	特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 副理事長	学識経験者
2	副委員長	中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授	学識経験者
3	副委員長	齊藤 喜信	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	団体関係
4		青木 英光	川崎市社会福祉協議会 評議員	団体関係
		佐伯 喜世志 (H26.7~H27.5)	川崎市全町内会連合会 会長	団体関係
5		島田 潤二 (H27.8~H28.3)	川崎市全町内会連合会 会長	団体関係
C		小林 伸行 (H26.7~H27.1)	川崎市保護司会協議会 会長	団体関係
6		石渡 勝朗 (H27.5~H28.3)	川崎市保護司会協議会 会長	団体関係
7		成田憲一	川崎市PTA連絡協議会副会長	団体関係
0		高橋 義光 (H26.7~H27.5)	川崎市老人クラブ連合会 常務理事事務局長	団体関係
8		佐藤 芳昭 (H27.8~H28.3)	川崎市老人クラブ連合会 常務理事事務局長	団体関係
9		越山 晴夫 (H26.7~H27.1)	川崎市身体障害者協会 常務理事事務局長	団体関係
9		横島 正志 (H27.5~H28.3)	川崎市身体障害者協会 常務理事事務局長	団体関係
10		海老塚 美子	赤十字奉仕団川崎市地区本部委員会 委員長	団体関係
		小池 義教 (H26.7~H27.1)	市民・こども局こども本部 部長	行政関係
11		堀田 彰恵 (H27.5~H27.7)	市民・こども局こども本部 部長	行政関係
		山口 佳宏 (H27.8~H28.3)	市民・こども局こども本部 児童家庭支援・虐待対策室 室長	行政関係
12		今井 宏晴 (H26.7~H27.1)	健康福祉局地域福祉部 部長	行政関係
12		橋本 伸雄 (H27.5~H28.3)	健康福祉局地域福祉部 部長	行政関係
13		八塚 功	幸区役所保健福祉センター 所長 (区代表)	行政関係
1.4		諏佐 吉則 (H26.7~H27.1)	中原区役所こども支援室 室長 (区代表)	行政関係
14		南 昭子 (H27.5~H28.3)	中原区役所こども支援室 室長 (区代表)	行政関係

(事務局)

杉井 繁人	川崎市社会福祉協議会福祉部 部長	団体関係
山中 宗一	川崎市民生委員児童委員協議会 事務局長	団体関係
高階 清策	健康福祉局地域福祉部地域福祉課 課長	行政関係
紺野 祐哉 (H26.7~H27.3)	健康福祉局地域福祉部地域福祉課 課長補佐	行政関係
松井 豊太	健康福祉局地域福祉部地域福祉課 係長	行政関係
佐藤 仁美	健康福祉局地域福祉部地域福祉課	行政関係
齋藤 祐希 (H27.4~H28.3)	健康福祉局地域福祉部地域福祉課	行政関係

【行政】庁内検討委員会の検討経過

平成24年度 第1回

1 13% 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Z 3/1-11	
開催日時	平成 24 年 5 月 22 日 (火) 午前 10 時から 12 時まで	
開催場所	第 3 庁舎 3 階 健康福祉局第 1 会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 民生委員児童委員の概要	
	(2) アンケート結果について	
	(3) 依頼事項一覧表	
	(4) 依頼内容について	
	2 協議事項	
	(1) 依頼内容の見直しについて (代替手法等の勧奨)	
	(2) 個人情報の取扱いについて	
	(3) 民生委員児童委員制度の普及啓発について	

平成24年度 第2回

開催日時	平成24年7月26日 (木) 午前10時から12時まで	
開催場所	第 3 庁舎 3 階 健康福祉局第 1 会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 民生委員児童委員の現状について(アンケート結果から)	
	2 協議事項	
	(1) 民生委員児童委員に対する個人情報の提供について	
	(2) 活動負担の軽減について	
	(3) 依頼方法について	
	(4) 民生委員児童委員のPRについて(リーフレットの作成)	

平成24年度 第3回

開催日時	平成 25 年 2 月 28 日(木)午前 10 時から
開催場所	第 3 庁舎 3 階 健康福祉局第 1 会議室
次第	1 協議事項
	(1) 民生委員児童委員の活動負担の軽減について
	(2) 依頼方法について
	(3) 民生委員児童委員のPRについて

平成24年度 第4回

開催日時	平成 25 年 3 月 28 日(木)午前 10 時から 11 時 30 分まで	
開催場所	第 3 庁舎 15 階 第 4 会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 平成24年度民生委員児童委員庁内検討委員会の取組み結果について	
	2 協議事項	
	(1) 平成25年度民生委員児童委員庁内検討委員会の取組みについて	

平成25年度 第1回

開催日時	平成 25 年 7 月 30 日(火)午後 2 時から	
開催場所	第 3 庁舎 3 階 健康福祉局第 1 会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 議会報告	
	(2) 平成24年度の取組み結果について	
	2 協議事項	
	(1) 民生委員児童委員の課題について	
	(2) 今後の取組みについて	

平成25年度 第2回

開催日時	平成 25 年 9 月 3 日(火)午前 10 時 30 分から	
開催場所	川崎区役所7階 第1会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 民生委員児童委員推薦状況について	
	(2) 各区・各地区の現状について	
	2 協議事項	
	(1) 今後の取組みについて	

平成25年度 第3回

開催日時	平成 25 年 11 月 29 日(金)午後 1 時 30 分から
開催場所	明治安田生命ビル2階 第2会議室
次第	1 報告事項
	(1) 民生委員児童委員推薦状況について
	2 協議事項
	(1) 今後の取組みについて

平成26年度 第1回

開催日時	平成26年7月22日(火)午後2時から4時まで	
開催場所	川崎区役所7階 第1会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) これまでの取組結果について	
	2 協議事項	
	(1) 今後の取組みについて	

平成26年度 第2回

開催日時	平成 26 年 10 月 31 日(金)午前 10 時から 12 時まで	
開催場所	川崎区役所7階 第1会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 第1回民生委員児童委員あり方検討委員会の開催状況について	
	(2) 定数条例化について	
	2 協議事項	
	(1) 民生委員児童委員に依頼している事項に関する調査結果について	
	(2) 欠員地区の対応状況について	

平成26年度 第3回

開催日時	平成 27 年 1 月 26 日(月)午前 9 時から 11 時まで	
開催場所	第4庁舎4階第1会議室	
次第	1 報告事項	
	(1) 第2回民生委員児童委員あり方検討委員会の開催状況について	
	(2) 定数条例化について	
	2 協議事項	
	(1) 福祉協力員制度(仮称)について	

平成27年度 第1回

開催日時	平成 27 年 5 月 26 日 (火) 午後 2 時から 3 時 10 分まで			
開催場所	パレールビル12階リフレッシュルームA			
次第	1 報告事項			
	(1) 第3回民生委員児童委員あり方検討委員会の検討状況及び平成26			
	度の取組みについて			
	2 協議事項			
	(1) 民生委員児童委員マニュアルについて			

平成27年度 第2回

開催日時	平成 27 年 8 月 18 日 (火) 午後 2 時から 3 時 40 分まで		
開催場所	第3庁舎15階第1会議室		
次第	1 報告事項		
	(1) 第4回民生委員児童委員あり方検討委員会の検討状況について		
	2 協議事項		
	(1) 民生委員児童委員あり方検討委員会報告書(案)について		
	(2) 民生委員児童委員マニュアルについて		

平成27年度 第3回

開催日時	平成 27 年 12 月 21 日(月)午前 10 時から 11 時 40 分まで		
開催場所	第 3 庁舎 15 階第 2 会議室		
次第	1 協議事項		
	(1) 民生委員児童委員あり方検討委員会報告書(案)について		
	(2) 民生委員児童委員マニュアルについて		

川崎市民生委員児童委員庁内検討委員会委員名簿

平成27年4月1日現在

No.	役職	氏 名	所 属	備考
1	委員長	橋本 伸雄	健康福祉局地域福祉部長	
2		手塚 光洋	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長	
3		河 合 潔	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長	
4	副委員長	高階 清策	健康福祉局地域福祉部地域福祉課長	
5		宮 脇 護	健康福祉局生活保護・自立支援室担当部長	
6		川島 伸一	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長	
7		鈴木 宣子	市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課長	
8		佐藤 佳哉	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課長	
9		田宮 昌江	教育委員会総務部学事課長	
10		渡辺 英一	教育委員会学校教育部指導課長	

北谷 尚也	市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室担当課長
清澤 秀昭	川崎区役所地域保健福祉課長
瀧村 昭二	大師地区健康福祉ステーション担当課長
飯土井哲夫	田島地区健康福祉ステーション担当課長
豊田 政司	幸区役所地域保健福祉課長
山本奈保美	幸区役所こども支援室担当課長
水野 亮子	中原区役所地域保健福祉課長
野口 信久	高津区役所地域保健福祉課長
瀧 真由美	宮前区役所地域保健福祉課長
滝口 重充	多摩区役所地域保健福祉課長
宮田 博章	麻生区役所地域保健福祉課長

【民児協】民生委員児童委員活動の課題検討委員会の検討

	日時・場所	出席委員	検討内容
第1回	26. 1. 31(金) 9:30~12:00 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	11名 (欠3)	 ・正副委員長の選出 (富岡委員長、楢林副委員長) [議事] ①活動費の支払い方法 ②活動しやすい環境づくり ③制度等 委員の自由討議を行った。 ・各地区民児協会則の提出を依頼することになった。
第2回	26. 3. 26(水) 9:30~12:00 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	12名 (欠2)	・事例発表 柿生第3民児協の定例会資料等に基づき、活動状況の事例発表 [議事] ①活動費の支払い方法 健康福祉局から活動費等政令指定都市比較資料の説明 ②活動しやすい環境づくり ③制度等 委員の自由討議を行った。
第3回	26. 5. 8(水) 13:30~16:00 川崎市総合福祉センター 7階第3会議室	13名(欠1)	川崎市から報告 ・川崎市「民生委員児童委員活動に関するアンケート調査」結果報告書の中間報告 ・地区民児協別会費内訳報告 ・各地区民児協会則を各委員に配布 [議事] 委員の自由討議を行った。 次回検討会に向けて調査表を作成し各区の意見を収集する。 調査項目を2点に絞る ①活動費 ②活動しにくいこと
第4回	26. 7. 1(火) 10:00~12:00 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	13名(欠1)	[議事] 調査表(案)に基づき、委員の自由討議を行った。 ・検討委員会の調査表による調査は、川崎市のアンケート調査と 重複する恐れがあり、調査表は使わずに各委員が各区の意見を 聴取する。8月末締切 調査項目 ①活動費 ②過度な負担と思っていること
第5回	26. 9. 16(火) 10:00〜 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	13名 (欠1)	[議事] 各区の意見聴取結果①活動費について、各区委員が順番に報告。 次の事項等について、各委員間で意見交換し検討した。 (1)活動費の支出方法及び支出実態等 (2)活動費と地区民児協の研修費、運営費との関わり (3)その他(行政への要望等を含む) *②「過度な負担と思っていること」は、次回検討。 ・民生委員制度創設100周年記念事業実行委員会委員を推薦
第6回	26. 11. 25(火) 14:00〜 川崎市総合福祉センター ボランティア交流室	12名 (欠2)	[議事] 各区の意見聴取結果②「過度な負担と思っていること」について、 各委員間で各区別集計について、意見交換し検討した。 (おもな検討項目) 民生委員児童委員の配置、事務局体制、動員など活動内容、 個別ケースの対応、社協との関係など *次回は、「過度な負担と思っていること」の課題別集計による 検討を行う。

	日時·場所	出席委員	検討内容
第7回	27. 1. 14(水) 10:00〜 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	(欠3)	[議事] 各区の意見聴取結果②「過度な負担と思っていること」について、 各委員間で課題事項別に意見交換し検討した。 (おもな検討項目) 集金活動、相談訪問活動、活動量・動員、役員活動、行政・関係 機関との関係、町会・自治会など *活動費の支給方法について、27年度も従来通り地区民児協 会長の口座に振り込むことを確認
第8回	27. 4. 23(木) 13:30〜 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	9名 (欠4)	[議事] 各区の意見聴取結果②「過度な負担と思っていること」について、 各委員間で課題事項別に意見交換し検討した。 (おもな検討項目) 社協との関係、民生委員児童委員の推薦など *市社協より地区社協等と民生委員児童委員との関わり等に ついての説明あり。 *高津区から課題検討項目の意見聴取結果の追加提出あり。 次回検討する。
第9回	27. 6. 9(火) 10:00〜 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	12名 (欠1)	川崎市から報告 ・民生委員1人当たりの担当区域別世帯数について報告 [議事] 各区の意見聴取結果②「過度な負担と思っていること」について、各委員間で課題事項別に意見交換し検討した。 (おもな検討項目) 民生委員児童委員の推薦関係、活動上の課題など *高津区の追加意見聴取結果は次回検討。
第10回	27. 9. 8(火) 14:00〜 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	9名 (欠4)	[議事] 高津区の追加意見聴取結果について、各委員間で課題事項別に 意見交換し検討した。 (おもな検討項目) ①活動費について ②「過度な負担と思っていること」について *「川崎市民生委員児童委員のあり方検討委員会報告書(案)を 配布し、意見を求めた。
第11回	27. 11. 12(木) 14:00〜 川崎市総合福祉センター 7階第3会議室	9名 (欠4)	[議事] 課題検討事項の集約に向けて、①意見の集約、②現状及び課題の確認、③改善に向けた方向性の3つの視点から報告書骨子(案)を検討することとした。 今回の検討事項は「活動費について」 (おもな検討項目) 活動費、視察研修費、民児協育成交付金、学校等行事の祝い金など
第12回	27. 12. 17(木) 15:30〜 川崎市総合福祉センター 6階研修室B	11名 (欠2)	[議事] 報告書骨子(案)を検討 検討事項「活動費について」 (おもな検討項目) ①前回の意見集約の確認 ②活動費の透明性について ・地区民児協会計上の取扱いの実態と改善に向けた方向性 ・地区民児協会則、内規での取扱いの実態と改善に向けた方向性

民生委員児童委員活動の課題検討委員会委員名簿

平成27年4月1日現在

No.	役職	氏 名	所 属	備考
1	委員長	富岡茂太郎	中原区民生委員児童委員協議会会長	市民児協副 会長
2		星川美代子	川崎区大師第3地区民生委員児童委員協議会会長	市民児協 常任理事
3	副委員長	楢林 照江	幸区御幸西第2地区民生委員児童委員協議会会長	市民児協副 会長
4		田邉 靜江	中原区大戸第2地区民生委員児童委員協議会会長	
5		神田 幸一	高津区高津第2地区民生委員児童委員協議会会長	
6		中村布佐子	宮前区宮前第3地区民生委員児童委員協議会会長	
7		大津努	多摩区稲田東地区民生委員児童委員協議会会長	
8		鈴木 正視	麻生区柿生第3地区民生委員児童委員協議会会長	
9		斉藤 正彦	主任児童委員部会長	市民児協 常任理事
10		高階 清策	健康福祉局地域福祉部地域福祉課長	行政
11		松井 豊太	健康福祉局地域福祉部地域福祉課振興係長	行政
12		北谷 尚也	市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室担当課長	行政
13		中嶋 仁詞	市社協地域推進課長	社協

齊藤 喜信	民生委員児童委員協議会会長	オブザーバー	
-------	---------------	--------	--

【社協】事業検討委員会(地域課長会議)の報告

平成27年11月30日

民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりを行うため、毎月定例で開催している地域課長会議を「社協内検討委員会」として位置づけ、区社協事業・地区社協事業・共同募金事業等について検討を行ってきた。

委員構成は、各区の地域課長7名と市社協5名の合計12名で構成され、必要に応じて関係 部署に出席をお願いした。

検討内容は、①区社会福祉協議会から民生委員児童委員に対し依頼している業務の精査、②地区社会福祉協議会への民生委員児童委員が関わる業務の精査、③共同募金事業への民生委員児童委員が関わる業務の精査、等を検討内容とし、関連データを取り、それぞれの関わり方について検討を行ってきた。

1 区社協事業について

区社協に関しては、理事・評議員として各地区民児協会長にご就任していただき、事業推進 に協力をお願いしている。

区社協賛助会費に関しては、募集総額の7割が地区社協の事業費となるため、地区社協の連絡会議や会長会議等でお願いしている区社協が多いが、地区民児協や町会にお願いしている区 社協もある。(地区民児協でのお願いは、10地区民児協)

区名	依 頼 先
川崎区	地区社協会長宛て依頼 (郵送)
幸区	地区社協連絡会議を開催し依頼
中原区	2地区社協は各町内会に依頼 3地区社協は各地区民児協に依頼 (5地区民児協)
高津区	地区社協に依頼
宮前区	1地区社協が地区民児協に依頼(1地区民児協) 3地区は地区社協に依頼
多摩区	3地区社協は各地区民児協に依頼 (4地区民児協) 2地区は地区社協に依頼
麻生区	町内会・自治会に依頼

※地区民児協への依頼は下線で表示

このように、地区民児協への直接の依頼は少ないが、地区社協の構成員としての募集協力が 発生することにより、負担と感じられる方が多いと思われる。

年末たすけあい運動に関しては、担当地域にお住いの対象者に対して、慰問金の配布にご協力をいただいている。また、地区によっては、区社協あるいは地区社協独自の配布物を合わせてお配りいただいている地区もある。慰問金の配布に関しては、障害者等本人からの申請によって配布しているため、個人情報保護の観点から、民生委員児童委員にご協力をお願いしている。

2 地区社協事業

地区社協事業に関しては、発足からの歴史的な背景で見ると、民生委員常務連絡協議会での話し合いにより、小地域での活動を充実させるための組織が必要であるとのことから、地区社協が組織化され、現在に至るまで地域福祉活動の中心的な主要メンバーとして、活動を推進してきていただいている。

民生委員児童委員の様々な活動は、個人の力だけではどうにもならない場合もあり、地区社協事業に参加することにより地域の福祉活動の充実を図ってきた。その後、民生委員法によっ

て、その職務の中に社会福祉事業や活動の支援、住民の福祉の増進を図るための活動も規定されるようになった。

会食会については、運営等の構成員として3割の方が活動に携わっているが、出欠確認に関 してはほとんどの民生委員児童委員に確認を依頼している状況である。

その他、サロンやミニデイ、乳幼児から高齢の方々に関する様々な事業に、地域の方々と共 に地域福祉の向上に取り組んでいただいている。

3 共同募金運動

共同募金運動に関しては、地区民児協に依頼している区と地区社協、町内会・自治会へ依頼している区、区支会の中に地区分会を設置し依頼している区と、様々な依頼方法をとっている。

また、地区民児協に関しては、民児協を依頼の場とし、それぞれの町内会・自治会に持ち帰っていただき、町内会・自治会の協力により実施しているところが大半である。その後、集められた募金は、民生委員児童委員が取りまとめ、区支会に振り込んでいただいているところが多い。(地区民児協でのお願いは、26地区民児協)

区 名	依 頼 先
川崎区	地区民児協に依頼(10地区民児協)
幸区	地区分会に依頼
中原区	地区民児協に依頼 (9地区民児協)
高津区	地区民児協に依頼 (7地区民児協)
宮前区	地区社協に依頼
多摩区	地区分会に依頼
麻生区	町内会・自治会に依頼

※地区民児協への依頼は下線で表示

法人募金に関しては、担当地域の法人に協力していただけるよう、民生委員児童委員にお願いしている。

街頭募金に関しては、地区社協・地区民児協・ボランティアグループ・各種団体に協力していただいているところである。

(平成27年度の協力者数は、延べ約2,600名、内民生委員児童委員は、約800名)

「社会福祉法」において、社会福祉協議会は「社会福祉の活動を行う者」の参加を得ることが規定されており、現在に至るまで、民生委員児童委員は区社協や地区社協の主力構成員として活動していただいている。また、社協の活動は民生委員児童委員の協力や関わりなくしては、事業を進めていくことが困難なことから、事業面に関しては今後もご協力をお願いしたいところである。

大きな負担と考えられているのが、賛助会費の募集業務や共同募金に関することであるとのことなので、今後の依頼方法等については、市社協と各区の社会福祉協議会で協議・検討した上で、負担軽減に向けてより良い方法を考えていきたい。

地区社協内での協議については、発足から現在に至るまでの運営方法が、各地区社協により 異なり、統一したやり方をお願いするのは困難であるため、地区社協の会議の中で検討してい ただき、より良い活動となるよう情報提供をしていきたいと考える。

【社協】事業検討委員会(地域課長会議)の検討経過

平成26年度 第1回

開催日時	平成 26 年 7 月 10 日 (木) 午後 2 時から
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室
次 第	1 協議事項
	(1) 区社協事業及び地区社協事業の確認
	(2) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認
	・賛助会費の依頼状況及び実績額と配分額

平成26年度 第2回

開催日時	平成 26 年 8 月 14 日(木)午後 2 時から			
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室			
次 第	1 報告事項			
	(1) あり方検討委員会についての報告			
	2 協議事項			
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認			
	・共同募金の依頼方法及び実施状況			
	・地区社協での所属及び会議・行事への参加			

平成26年度 第3回

開催日時	平成 26 年 9 月 11 日 (木) 午後 2 時から			
開催場所	川崎市総合福祉センター6階研修室			
次 第	協議事項			
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認			
	・会食会への係わりについて			
	・部会への所属及び会費の有無について			

平成26年度 第4回

開催日時	平成 26 年 10 月 9 日 (木) 午後 2 時から			
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室			
次 第	1 協議事項			
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認			
	・他政令指定都市社協の改選期の係わりについて			

平成26年度 第5回

開催日時	平成 26 年 11 月 11 日 (火) 午後 2 時から				
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室				
次 第	1 報告事項				
	(1) 庁内検討委員会についての報告				
	2 協議事項				
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認				

平成26年度 第6回

開催日時	平成 26 年 12 月 11 日(木)午後 2 時から				
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室				
次 第	報告事項				
	(1) 課題検討委員会についての報告				
	2 協議事項				
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認				
	・各区民児協の会議及び会費収入・行事開催状況				

平成26年度 第7回

開催日時	平成 27 年 1 月 14 日 (水) 午後 2 時から			
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室			
次 第	1 協議事項			
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認			
	・アンケート結果の確認			

平成26年度 第8回

開催日時	平成 27 年 3 月 12 日(木)午後 2 時から		
開催場所	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
次 第	1 報告事項		
	(1) あり方検討委員会についての報告		

平成27年度 第1回

開催日時	^Z 成 27 年 4 月 14 日(水)午後 2 時から		
開催場所	川崎市総合福祉センター6 階研修室		
次 第	1 報告事項		
	(1) 横須賀市社協への視察についての報告		

平成27年度 第2回

開催日時	平成 27 年 6 月 11 日 (水) 午後 2 時から				
開催場所	川崎市総合福祉センター6階研修室				
次 第	1 報告事項				
	(1) あり方検討委員会についての報告				
	2 協議事項				
	(1) 各事業における依頼方法、実施状況、委員構成等の確認				
	・各区における状況の確認				

川崎市社協民生委員児童委員事業検討委員会委員名簿

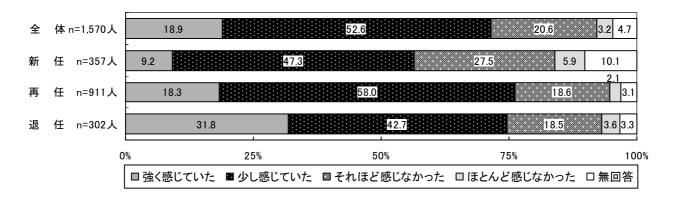
平成27年4月1日現在

No.	役職	氏 名	所 属	備考
1		内田由美子	川崎区社協地域課長	
2		和田 真澄	幸区社協地域課長	
3		田中聰	中原区社協地域課長	
4		丸 山 厚	高津区社協地域課長	
5		本間 重治	宮前区社協地域課長	
6		川澄 晶子	多摩区社協地域課長	
7		山本 良記	麻生区社協地域課長	
8		土屋加代子	市社協事務局次長	
9		杉井 繁人	市社協福祉部長	
10		竹田 達也	市社協総務課長	
11		中島 洋一	市社協企画経営担当課長	
12		中嶋 仁詞	市社協地域推進課長	

民生委員児童委員へのアンケート調査結果報告書(平成26年3月川崎市)抜粋版

③ 民生委員児童委員活動にやりがいを感じるか

民生委員児童委員活動のやりがいについて、「強く感じていた」割合は、「新任」が9.2%、「再任」が18.3%であるのに対し、「退任」では31.8%と3割を超えている。



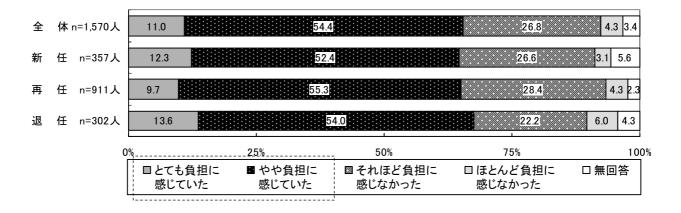
③-2 やりがいを感じること(自由記載)

単位:件

内容	新任	再任	退任	総計
地域貢献	71	213	41	325
福祉支援	39	131	39	209
地域交流等	24	124	36	184
地域住民から感謝されたとき	8	52	23	83
地域住民からの相談		14	16	30
民生委員児童委員の職務	5	13	4	22
行政とのパイプ役		11	9	20
地域住民との信頼関係		9	6	15
頼りにされていること		8	3	11
あいさつ	1	4	3	8
勉強	1	4	1	6
学校行事等について	1	3	1	5
民生委員児童委員の責任	5			5
ボランティア		1	1	2
課題解決			2	2
研修	2			2
社会奉仕	1	1		2
住民の笑顔		1	1	2
達成感		2		2
地域状況の理解		2		2
その他	9	23	14	46
合計	167	616	200	983

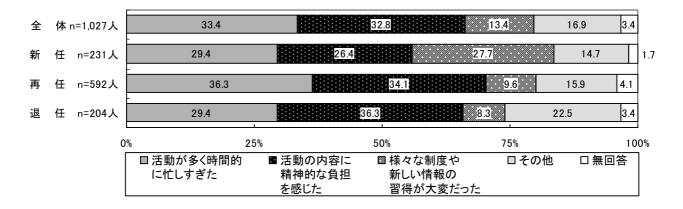
④ 民生委員児童委員活動に負担を感じるか

民生委員児童委員活動への負担感は、「やや負担に感じていた」がいずれも50%を超えて最も多くなっており、「とても負担に感じていた」と合わせると65%前後となっている。



⑤ 民生委員児童委員活動でもっとも負担に感じていたこと

負担に感じていた人のうち、もっとも負担に感じていたことは、「新任」では「様々な制度や新しい情報の習得が大変だった」が 27.7%となっており、「再任」「退任」に比べて高い割合となっている。「再任」では「活動が多く時間的に忙しすぎた」「活動の内容に精神的な負担を感じた」がともに 30%を超えている。「退任」では「活動が多く時間的に忙しすぎた」より「活動の内容に精神的な負担を感じた」がやや高い割合となっている。



⑤-2 もっとも負担に感じていたこと(その他)

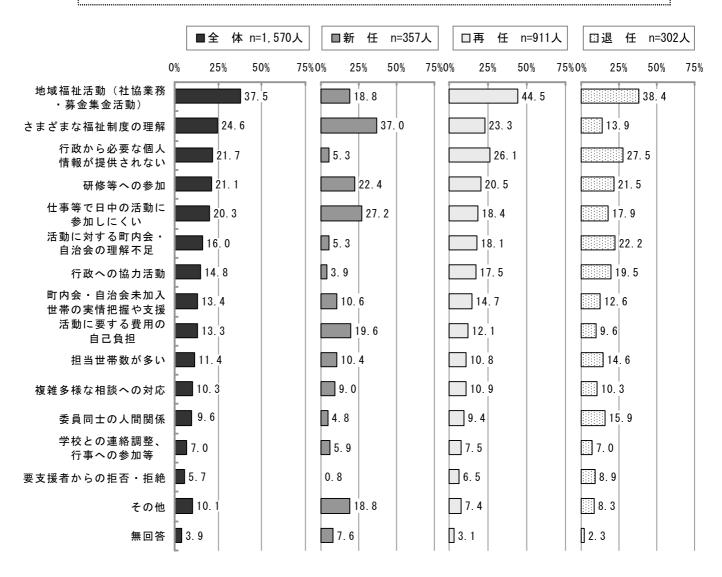
主な内容

- ・仕事との両立が難しい。 (同様意見41件)
- ・募金や会費の集金。 (同様意見17件)
- ・家庭のこと、要介護者がいること。 (同様意見 10件)
- ・他人の家を訪問すること。 (同様意見7件)
- 研修や講演会等が多すぎる。(同様意見6件)

⑥ 民生委員児童委員の活動で大変なこと、困っていたこと(3つまで複数選択)

民生委員児童委員の活動で大変なこと、困っていたことは、「新任」では「さまざまな福祉制度の理解」が最も多く、次いで「仕事等で日中の活動に参加しにくい」となっている。また「再任」「退任」に比べて「活動に要する費用の自己負担」が約2割と高くなっている。

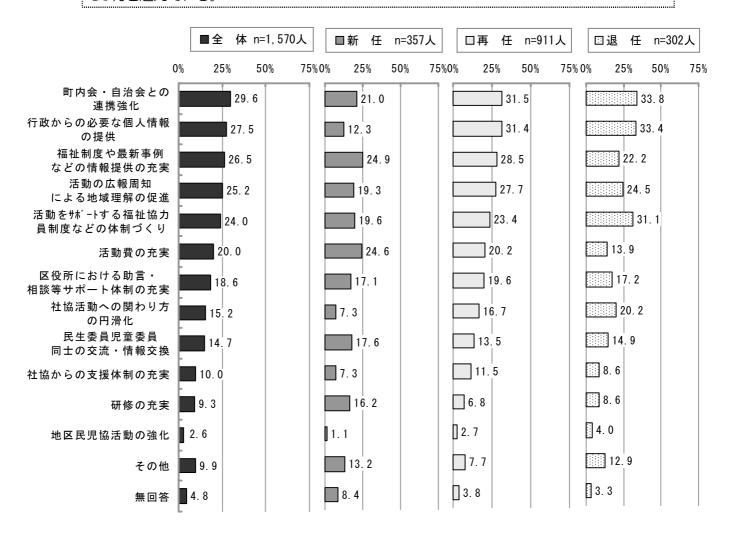
「再任」「退任」では「地域福祉活動」が最も多く、次いで「行政から必要な個人情報が提供されない」となっている。また、「退任」では「担当世帯数が多い」「委員同士の人間関係」が「再任」より高くなっている。



⑦ 民生委員児童委員の活動をしやすくするために必要だと思うこと (3つまで複数選択)

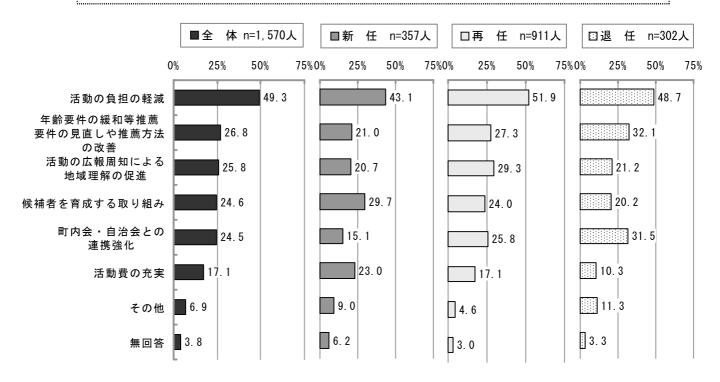
民生委員児童委員の活動をしやすくするために必要だと思うことは、「新任」では「福祉制度や最新事例などの情報提供の充実」「活動費の充実」「町内会・自治会との連携強化」がいずれも 20%を超えている。また、「研修の充実」が「再任」「退任」より高い割合となっている。

「再任」「退任」では「町内会・自治会との連携強化」「行政からの必要な個人情報の提供」が 30%を超え、「退任」では「活動をサポートする福祉協力員制度などの体制づくり」も 30%を超えている。



⑧ 欠員を解消するために必要だと思うこと(2つまで複数選択)

欠員を解消するために必要だと思うことは、いずれも「活動の負担の軽減」が最も多くなっている。「新任」では「候補者を育成する取り組み」「活動費の充実」が「再任」「退任」より高い割合となっている。「再任」では「活動の広報周知による地域理解の促進」が「新任」「退任」より高くなっている。「退任」では「年齢要件の緩和等推薦要件の見直しや推薦方法の改善」「町内会・自治会との連携強化」がともに 30%を超えて「新任」「再任」より高くなっている。

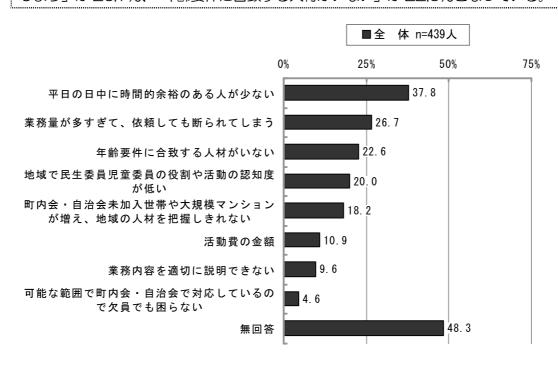


行政、民児協、社協への意見・要望(自由記載)				
①行政への意見・要望				
内容	新任	再任	退任	総計
業務内容について	25	118	55	198
情報共有について	14	122	39	175
研修・集会等について	19	40	20	79
対応について	7	30	13	50
民生委員児童委員の活動等について	6	34	6	46
②民児協への意見・要望				
内容	新任	再任	退任	総計
研修・会議等について	20	131	32	183
活動等について	23	76	28	127
民生委員児童委員の仕事等について		29	15	44
情報の共有について	4	27	9	40
組織・体制について	4	6	3	13
③社協への意見・要望				
内容	新任	再任	退任	総計
活動等について	10	89	24	123
仕事等について	7	54	18	79
募金活動等について	1	63	15	79
研修・会議等について	12	22	7	41
協力について	3	24	9	36

町内会・自治会へのアンケート調査結果報告書(平成26年4月川崎市)抜粋版

問6 欠員が生じた地区又は人選が難航した地区がある場合、理由として考えられること (複数回答)

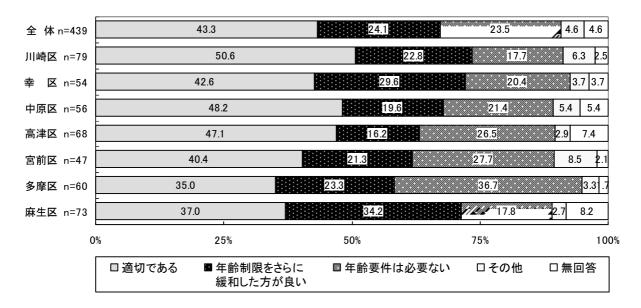
欠員が生じた、又は人選が難航した理由として考えられることは、「平日の日中に時間的余裕のある人が少ない」が37.8%で最も多く、次いで「業務量が多すぎて、依頼しても断られてしまう」が26.7%、「年齢要件に合致する人材がいない」が22.6%となっている。



問8 新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について

新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について、全体では「適切である」が 43.3% で最も多くなっている。区別にみると、多摩区を除いて「適切である」が最も多くなっている が、多摩区では「年齢要件は必要ない」が 36.7% で最も多くなっている。

また、「年齢制限をさらに緩和した方が良い」と考える割合は、幸区では29.6%、麻生区では34.2%となっている。



問 10 民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われること(複数回答)

民生委員児童委員を推薦するために効果的と思われることは、「民生委員児童委員の業務を整理し縮減する」が59.9%で最も多く、次いで「民生委員児童委員の制度や活動について地域への広報を強化する」が46.5%、「活動費を見直す」が44.2%となっている。

